

# 河合町議会会議録

平成28年 12月13日 開会

河合町議会

## 平成28年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （12月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
西 村 潔	3
森 尾 和 正	17
馬 場 千恵子	29
大 西 孝 幸	39
岡 田 美伊子	42
清 原 和 人	45
池 原 真智子	52
○散会の宣告	63
○署名議員	65

平成28年12月13日（火曜日）

（第2号）

平成28年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年12月13日(火)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	福井敏夫
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	堀内伸浩
まちづくり 推進部長	竹田裕昭	教育部長	井筒 匠
総務部次長	木村光弘	福祉部次長	門口光男
住民生活部 次長	岡田昌浩	政策調整課長	森嶋雅也
安心安全 推進課長	阪本武司	財政課長	上村卓也
税務課長	浮島龍幸	福祉政策課長	辰己 環

社会福祉  
協議会課長  
認定こども園長  
準備室長  
まちづくり  
推進課長  
上下水道課長  
生涯学習課長

山本孝典  
佐藤桂三  
中山雅至  
石田英毅  
上村欣也

保健スポーツ課長  
住民生活課長  
地域活性課長  
教育総務課長

上村豊  
上村英伸  
福辻照弘  
杉本正範

#### 欠席者

企画部長

澤井昭仁

特命担当

梅野修治

---

#### 会議に従事した事務局職員

調整員

堀内一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成28年第4回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村 潔議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） おはようございます。

それでは、議席番号9番、西村 潔が質問をさせていただきます。

まず1つ目、河合町の台所事情について質問いたします。

河合町の広報紙11月号にて、河合町の平成27年度の決算報告がされました。財政健全化法で公表が義務づけられている4つの指標が掲載されておりました。しかし、この数字だけで河合町の台所事情が住民にとってイメージができるのかどうか。わからないのではないかと、いうふうに私は思いました。

河合町の台所事情を知ってもらうためには、広報紙で少なくともわかりやすい決算概要の

説明に加えまして、経常収支比率も含めた台所事情を丁寧に説明すべきではなかったのかと、私はそういうように思っております。町の姿勢に疑問が残っております。この点について町の所見をお聞かせください。

そこで、河合町の台所事情を理解する上で2つのポイントがあると思います。

まず1つ目が、平成27年度の経常収支比率です。そこで、経常収支比率とは一体どういう指標なのか。適正な基準とは一体どういう状況なのか。比率の計算の分母に当たる主な収入源、例えば地方税とか交付税というのがございます。これの構成比率は一体どうなっているのか。もう一つは、比率の計算の分子に当たる主な歳出額、例えば人件費とか扶助費とか公債費とか物件費、それぞれの額、割合、どういう構成をしているのか。

次には、奈良県の市町村の経常収支比率の公表ができました。河合町が99.6%と、県内では残念ながらワーストワンになってしまいました。河合町、葛城市、生駒市が前年度より悪化しております。その他の市町村は全て改善しているという報告がございました。河合町が悪化している一方、奈良県全体では改善しているという事実を住民にどう伝えるのか、どう説明するのか。要因は一体どこにあるのでしょうか。分析結果をわかりやすく説明していただきたいと思います。

河合町も毎年、改善に努力されていると私は思っております。改善目標として、どの程度経常収支比率を目指しているのかということについて教えていただきたいと思います。そのためには、どのような施策が必要なのかどうか。過去5年間の実績を踏まえた上で、今後5年間の人件費、扶助費、公債費、物件費の歳出の削減目標、これを具体的化するためにはどのような施策が必要なのかを、検討をお願いしたいと思います。

次に、河合町の実質公債費比率について質問いたします。

平成27年度決算では17%となっておりますけれども、前年度は15.5%だったんです。これは大幅に悪化しているわけです。この理由について説明をお願いいたします。

次に、実質公債費比率が18%以上25%未満の場合、公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な許可基準により許可されると聞いております。この制度とはどういうものなのか。

次に、今後、実質公債費比率が18%を超えることは時間の問題ではないでしょうか。いつごろ超えるのかということをご心配しております。もし18%を超えた場合、河合町の財政運営にどのような影響が出てくるのか。説明をお願いしたいと思います。

次に、大きく2つ目です。

河合町の水道事業について質問いたします。

日本においては、水道サービスの担い手は市町村が中心になっております。河合町の水道事業も独立採算制の原則で行われております。現在、抱えている水道事業の課題や水道料金が将来値上げされるのではないかと不安がございます。最近、水道管の老朽化が進み、これを原因とした水道管の破裂で道路が水浸しになったり、陥没したりして通行できなくなることも近年、珍しくなくなってきております。

そこで、河合町の水道事業についてさらに質問させていただきたいと思っております。

1番目は、水道基盤を強化するための広域化です。既に河合町、広域化を推進していこうという動きがございますけれども、この河合町の水道事業の広域化の進捗状況はどうか。12月末までに3町で話をするというようなことも述べておられるわけですが、その中身は一体どうか。それから、問題は課題です。問題点、課題は一体どこにあるのかということをお示ししてほしいと思っております。それから、調査の方向性です。1,000万の調査費を上げているわけですが、こういう調査費用をどういう方向性で使っていくのかとか、それから、将来の事業の規模を想定されていると思っております。これについて説明をお願いしたいと思います。

もう一つは、水道管の老朽化対策です。新聞等でも上げられております。老朽化の現状、法定耐用年数40年を超えている水道管の割合が一体河合町はどれだけあるのか。河合町全体と地域別の状況について、データをお示ししていただきたいと思っております。今後の老朽化の進行状況ですが、このまま何もしなければ、10年後一体どういう状況になっているのか。それから水道設備の更新計画、その事業費の規模、予算化のスケジュールも検討されているかどうか。

次に、河合町水道事業のビジョンの策定なんです。これも策定は当然しているべきだと思うんですが、どうも策定は公表できる状態かどうかです。それから、策定をする前の分析の内容です。例えば水道事業の現状、課題、将来の見通しを据えたビジョンでないといけないわけですから、こういう問題について検討はされていると思っております。今後のビジョンのモデル案を持っているかどうか、これをお示ししていただきたいと思っております。

次に3つ目、介護保険制度の見直しについて。

財務・厚生労働省が検討している介護保険制度改革の概要によれば、介護保険サービスに関しては、65歳以上の高齢者でサービスを使った場合、自己負担が3割になる人が年金収入383万円という非常に高い金額ですけれども、この人たちが対象になりますと、平成18年8月より実施を目標にしております。今後、介護保険財政はさらに厳しくなると、毎年言われ



てきていることをございます。要介護度が比較的低いとみなされている要介護2までの人向けの、例えば掃除とか洗濯とか、家事ですね、調理とか。こういう生活援助サービスを介護保険の対象から外そうとしているわけです。

この議論はこれまでもなされてきました。今年度は、これは一応見送りとなっております。そこで、一体生活援助のサービスの給付はどうなっているのやと。全て生活援助給付をなしにした場合、介護保険制度が成り立つのかという疑問があります。

そこで、過去5年間の給付実績について開示をお願いしたいと思います。例えば、要支援の訪問介護の給付額と全体の中で占める割合、それから要介護1と2の人、あるいは要介護3以上のそれぞれの中で、生活援助中心型の給付額と全体の給付額に占める割合はどの程度なのか。まずここから認識をしていかないといけないと私は思っております。

それから、年金収入のみで383万以上の人たちといたら恐らくごくわずかな人だと思います。河合町でそういう方が何人ぐらいいらっしゃるのか。もしこういう人に3割負担をしていただいたときに、河合町の介護給付はどのくらい軽くなるのか、数字であらわしてほしいと思います。

次に、制度の永続性につながる改革とは何かということなんです。これを河合町はどう考えておられるかです。介護保険法では、要介護状態になった場合でも在宅で生活できることを目指しております。将来の介護保険給付のあり方とか範囲はどのようにしていくのか。保険者としてどうなるのか。生活援助サービスを介護保険の対象から外した場合、永続性につながる改革となるのかどうか、保険者の意見を求めます。

次に、訪問介護サービスの提供者は民間が中心だと思います。民間は効率性を図りながら事業を展開しておるわけです。もし採算が合わなければ撤退を余儀なくされます。倒産します。今まで、国は介護保険制度そのものの効率化、事務の軽減の方法、それから規制緩和などを図ろうとしてきたのかどうか甚だ疑問でございます。保険者の見解はいかがでしょう。

例えば、家庭内で複数の要介護者がいる場合、家族ケアプランという、一本化するということは全く介護保険では出ていないんです。2番目、同一家庭内で複数の利用者にサービスを同時に提供する。あるいは保険外サービスと介護保険サービスの一緒になった混合サービスを提供する。集合住宅、例えばサービス付高齢者賃貸住宅などの集合住宅で複数の要介護者への一連の居宅サービスを提供する、一体的に行う、こういうことを全く検討していない。

次、4つ目、介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事業について質問します。

全ての市町村が実施を求められている介護予防・日常生活支援総合事業、すなわち新しい

総合事業が河合町においても来年の4月から始まります。従来の介護保険の要支援1、2の人に加えて、一般の介護予防事業もこの新しい総合事業に含まれてスタートが予定されています。この事業が開始されるに当たり、河合町が目指す総合事業とは一体何なのか。この事業のそのものの概要や今後のサービス提供体制は住民や介護事業者にわかりにくい。複雑で不透明なところが多々あると聞いております。河合町としてどのような視点や方針でもって事業展開していこうとしているのか。

1番、国が示しているモデルサービスAからDというのがございます。この概要説明です。河合町として今後取り組む姿勢、河合町としてどのサービスを行うのか、行わないのか、できないのか。こういうことをスタンスを決めておられるかどうか。

それから2番目、多様なサービスを支える担い手の確保など、どのように行っていくのか。具体的な手順についてお示してください。

例えば1つ目ですけれども、高齢者が高齢者を支える仕組みとして、サービスB（住民主体による支援）やサービスD（移動支援）はどのような仕組みを考えておられるのか。あるいは全くするつもりがないのか。

2番、65歳以上の元気なお年寄りがどの程度地域のマンパワーになると見ているのかどうか。住民の基礎データをどのように確保しているのか。今後10年間の高齢者の人口の推移あるいは元気な高齢者のうち、支える側になると思われる高齢者の人数、支えられる側になると思われる高齢者の人数のシミュレーションをしていますか。

③緩和した基準によるサービスAの場合、システムとしてきちんと動かすためには地域の住民をどうまとめるのか。誰が担い手の募集や教育や、どの程度の報酬で事業を運営していくのか。

④今後、人手不足が相当深刻になるわけです。予測されるわけです。元気なお年寄りも元気なうちは仕事を続けると思います。年金も削減されることを考えると、緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスは一般の労働市場に流れて、担い手として手を挙げる住民は少ないのではないのでしょうか。河合町の分析はいかがですか。マーケティングされておりますか。

3番目、総合事業のケアマネジメントは大丈夫なのかどうかです。

まず1つ目、2次予防事業者の対象者の予想人数は何人ですか。その人に対するケアマネジメントは誰が行うのですか。チェックリストだけで行うのですか。アセスメントはどうするんですか。アセスメントシートはつくっていますか。

②要支援1と2の方は誰が行うんですか。従来どおり民間のケアマネジャーに委託するのですか。その場合のケアマネジャーの質の確保をどういうふうにされるのか、答えていただきたいと思います。

以上です。追加質問があれば自席で行いたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の河合町の台所事情についてということで説明させていただきます。

まず、1つ目の27年度の経常収支比率、これの、①経常収支比率とはどういう指標なのか、またその適正基準、②の比率計算の分母の主な歳入額と構成比、それと③の比率計算の分子の主な歳出額と構成比について、まず説明させていただきます。

経常収支比率につきましては、人件費や公債費などの経常的な歳出に、町税や普通交付税などの経常的な歳入がどの程度充当されているかを示す比率となっております。この比率の適正基準はありませんが、一般的には85%を超えると財政の硬直化が進んでいると言われております。

次に、本町の経常収支比率を算定する際の分母となる経常的な歳入は、27年度で約45億2,000万円、そのうち影響が大きい地方税と臨時財政対策債を含む普通交付税の合計は約40億8,000万円、全体の90%を占めております。以下、地方消費税交付金、配当割交付金の順となっております。

一方、分子となる経常的な歳出は約45億円、そのうち人件費が約13億8,000万円と全体の30.6%と最も多く、次に、公債費で約10億9,000万円、24.3%、繰出金及び物件費は同額で約6億3,000万円、14.0%、以下、補助費等、扶助費の順となっております。

続きまして、4つ目の県内ワースト1位、他市町村の大半が改善している中、悪化している要因、それと、5番目の改善目標、6番目の歳出を削減するための具体的な施策につきましては、27年度では県内市町村のほとんどで比率の改善が見られましたが、本町では対前年度0.6%増加し、99.6%となっております。これは、26年度と比較した場合、経常的な歳入では町税で1,900万円の減少、臨時財政対策債を含む普通交付税で7,600万円減少しておりますが、26年度の消費税率改正に伴い地方消費税交付金が増加したことなどにより、経常的な歳入では2,900万円の増額となっております。また経常的な歳出では、主に扶助費や特別会計繰出金などの社会保障関係経費で6,100万円増加したことなどにより、経常的な歳出全体

では5,800万円の増額で、これが比率が増加した主な要因となっております。

今後しばらくは高い比率で推移することが予想されますが、現在、財政健全化計画の見直し作業を進めており、29年度予算に反映することを考えております。比率につきましても、健全化計画の見直しに基づく取り組みを着実に進め、何とか低減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の河合町の実質公債費比率について説明させていただきます。

1つ目、27年度比率が前年度から悪化した要因、これにつきましては、本町の平成27年度の実質公債費比率は17.0%、対前年度1.5%増加しております。これは、25年度に借り入れた三セク債の元利償還が26年度から始まったことにより公債費が増加、また11年度の総合福祉会館の整備や佐味田北公園の整備の財源とした地方債の交付税算入が終了したことなどにより、普通交付税の減少が主な要因となっております。

2つ目の、24年度に見直された地方債の協議制度の概要、それと3つ目の、比率が18%以上25%未満の場合の地方債の取り扱いについては、地方債制度につきましては、18年度に自治体の自主性・自立性を高める観点から、許可制度から協議制度に移行されております。そして24年度では新たに届け出制度が導入、さらに今年度に緩和措置が行われたことにより、17年度以前には地方債を発行する場合、県知事の許可が必要でしたが、実質公債費比率が18%未満であるなどの一定要件を満たす場合、民間資金債を発行する場合に限り、許可や協議が不要となり、事前届け出のみで発行できるようになっております。

なお、実質公債費比率が18%以上25%未満の場合には、財政状況や実質公債費比率の分析、比率改善に必要な歳入歳出の見直し策や地方債の発行方針などを定めた公債費負担適正化計画を策定の上、県知事の許可を受ける必要があります。

4つ目の、比率が18%を超えた場合の財政運営への影響につきましては、実質公債費比率が18%を超えた場合、公債費負担適正化計画の策定を前提に、一般的な許可基準により許可されるため、地方債の借り入れ制限は受けませんが、早期健全化基準の25%を超えた場合には、地方債のうち一般単独事業に係る借り入れができなくなり、地域の基盤整備等に影響を及ぼすことが考えられます。しかし本町では、今後しばらくは比率の増加が予想されますが、早期健全化基準である25%を超えることはないと思っております。

以上でございます。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、2点目の河合町水道事業についてお答えさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、水道基盤を強固にするための広域化についてでございます。

河合町を取り巻く現在の県域水道広域化につきましては、かねてよりの奈良モデルに基づき、県営水道を軸とした垂直及びそれにかかわる水平連携等を検討されておるところでございます。その中で、県におかれましては、さきの6月議会で知事が県営水道と市町村水道の統合が有望な方策と考えていると答弁され、また9月議会では県営水道と市町村水道の統合を含めた将来像を検討するための補正予算、さらに、平成30年度を目標に将来的な広域化の姿と目標年次を掲げた県域水道ビジョンの改定作業を行いたいといった内容でございます、地域振興部長が答弁され、今後、県域水道広域化の議論が加速化されるものと思われるところでございます。

課題につきましては、経営状況、水道料金構成、今後の施設更新といったような各自治体の抱えている問題をどうクリアしていくかといったことと考えております。事業費につきましては、広域化補助金の活用及び広域化によるスケールメリットを生かした費用の圧縮が期待できるものではと考えております。

次に大きな2つ目、水道管の老朽化対策についてでございます。

まず、老朽化の現状、法定耐用年数40年を超えている水道管の割合はということでございますが、まず西大和配水系統区域の割合が52.8%、第1配水系統区域の割合が3.9%、河合町配水区域全体におきましては33.7%となっております。

次に、今後の老朽化の進行状況、このまま何もしなければ10年先の状況はということでございますが、西大和配水系統区域の割合が66.9%、第1配水系統区域の割合が16.8%、河合町配水区域全体におきましては47.4%となる見込みでございます。

次に、更新計画につきましては、優先課題でございます西大和既存配水タンクの廃止にめどがつけました段階におきまして、管路更新計画を策定したいと考えておるところでございます。

最後の3つ目、河合町新水道事業ビジョンの策定についてでございます。

策定内容におきましては、当然皆様にお示すべきものであると考えております。分析内容は、まず、水道サービスの持続性の確保、危機管理への対応といった水道の現状評価と課題、それと、人口減少への対応、施設の老朽化、資金の確保といった将来の事業環境、また、

安全、強靱な水道の理想像及び目標点といった取り組みの目指すべき方向性、また、料金制度の最適化等の重点的な実現方策を慎重に分析するものと考えておるところでございます。

また、新水道ビジョン策定に当たりまして、ビジョンのモデル案といたしましては、河合町単独で抱えております問題等をクリアする方策、こちらのほうを盛り込みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは3つ目、4つ目の介護保険制度の見直しについてと介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えさせていただきます。

まず、3つ目の介護保険制度の見直しの中の、過去の給付実績についての開示というところで、要支援者の訪問介護の給付額と全体の給付額に占める割合、そしてまた、要介護1から5に対しての生活援助中心型の給付額の割合というところをお答えさせていただきます。

初めに、要支援者の訪問介護の割合としましては、23年度におきましては全体の給付費の額が11億4,716万8,694円です。そして、要支援者が利用していただきました訪問介護の給付費としましては1,070万9,262円、率に直しますと0.93%となっております。そして27年度におきましては、全体が14億468万3,680円、要支援者の給付額としましては1,297万6,219円、率にしますと0.92%となっております。過去5年間としましても1%前後の率の利用がございます。

そして、要介護1、2の生活援助中心型の給付費の割合というところですが、国保連からいただいております給付データにおきましては、生活援助だけという抜き出しが難しいところでございます。その中で、厚生労働省が推計値の率というのを出してしておりますので、その率を利用させていただいて推計値を出させていただきます。要介護1の生活援助費はおよそ65.8%、要介護2は55.5%、要介護3は41.4%、要介護4は26.9%、要介護5は14.3%という厚生労働省から推計値が出ておりますので、この率を利用させていただきます。要介護1から5の支給額と推計値、そして率を回答させていただきます。

要介護1、2の生活援助中心型の給付費としましては、支給額は23年度におきましては3,402万9,641円、推計値に直しますと2,060万2,563円、率にしますと60.5%です。27年度におきましては支給額が3,327万6,054円、推計値は1,980万8,917円、率に直しますと59.5%、過去5年間およそ60%前後の率で利用していただいております。

要介護3から5に関しましては、同じく23年度は支給総額が7,731万6,830円、推計値に直させていただきますと1,914万7,157円、率にしますと24.8%、27年度におきましては支給額が7,934万2,764円、推計値は2,132万4,233円となっております。率にしますと26.9%、過去5年間の率にしますと24%から27%の推移で動いているところでございます。

2つ目の年金収入の383万円以上の状況というところで、河合町には27年度の年金収入を見ますと、383万以上の方は370名おられました。そして、国が示す3割負担になる可能性がある方というところで、27年度の実績を見ますと、要介護認定を受けていただいている方で可能性がある方は2名となっております。そしてこれを河合町の介護保険で実施した場合はというところで、24万円程度の改善が見込めるところでございます。

3つ目の制度の持続性につながる改革というところで、町としましては、国の示す制度の持続性は軽度者の生活援助だけを切り離すものだけではなく、利用者負担とかサービスの効率化、介護予防等の多岐にわたっていることを踏まえますと、保険者としましても軽度者の生活援助だけを切り離すだけでは介護保険制度の持続性は期待できるものではないと考えているところです。そして、高齢者が自立して在宅で生活を継続するためには、その対象者にとって適切なサービス提供を行うことが必要だと考えております。そのためにも医療介護連携とか認知症施策、介護予防等の地域ケアシステムの構築が必要だと考えているところでございます。

2つ目の訪問介護の民間の事業者さんの効率化等について、町の所見としましては、介護保険制度は施行以前の措置制度から見ますと、契約によるサービス提供と大きく変わってきました。利用者の皆さんにとっては自由に事業所を選択できたり、サービスの質にも不満がある場合は契約が解除できるようになり、住民の皆様にとっては非常に有効な手段であったと考えております。しかし、ご指摘いただいております介護報酬単価とか事業者基準も国で示されているため、民間事業所におきましては、ほかの事業所さんよりすぐれたサービスを提供しても得られる報酬は同額でありましたが、制度改正等によりすぐれた事業所さんやサービスの質が高い事業所等には加算を加えるというような改正もなされたところでございます。

その反面、事務量が増大し、人材の確保も難しくなっているところです。保険者としまして、事業所の方向性を知るためにも、総合事業に参入されるかどうかなどの調査などを行っていきたいと考えているところです。そして、今後の介護制度や地域包括ケアシステムを進めていくためにも、民間の事業所の協力は絶対必要となると考えているところでござい

ます。

大きな質問の4つ目の介護予防・日常生活事業、総合事業についてでございます。

1つ目の河合町の今後の取り組む姿勢等についてでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業は地域づくりが主となるというふうを考えておきまして、専門職の介護サービスを受けることにより日常生活の負担軽減ができていきますが、反面、地域のコミュニティーからは疎遠となりまして、地域のつながりが希薄になってきているんじゃないかなというふうに思っております。そのためにも、今後、総合事業では専門職のサービスが必要な方は専門職で、地域の支え合いで在宅生活が継続できる皆さんには地域でと、このような総合事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の多様なサービスの担い手の確保等についてでございますが、現在、河合町で実施しておりますいきいきサロンとか介護予防教室のしゃきつと教室の卒業生さんなどを支援者として、活動できるような仕組みづくりを構築できたらというふうに考えているところでございます。そのためのバックアップとしましては、行政、社協、地域包括支援センター等を交えて、生活支援コーディネーターを中心とした仕組みを考えているところでございます。

2つ目の65歳以上の元気なお年寄りのマンパワーというところで、支える側と支えられる側のシミュレーションというところでございますが、平成12年を基準に考えていきますと、本町の人口は継続的に減少しているところでございます。その反面、高齢者の人口は上昇傾向できました。ただし、2025年には高齢者人口も減少すると推計できるところで、それに比例しまして高齢者人口も減少していくというふうに考えています。そして、65歳以上の高齢者で自立した生活を基本的には送っていただいている方が支える側の母体で、そして介護認定等を受けておられる方が支えられる側になると考えております。支える側の人数としましては、2025年には5,058人、支えられる側は1,017人という推計をしているところでございます。

そして、3つ目の緩和した基準によるサービスというところの、地域の住民をどのようにまとめていって、どのように運営していくのかというところで、これは、西和7町におきまして統一の養成プログラムというのを出していく検討をしているところでございます。そして、養成研修は合同で開催予定をしておりますが、基本は事業所単位でこの養成プログラムを利用していただいて、養成講座を開催していただけたらと考えているところでございます。そして、民間事業所が開催していただくことによりまして、現場とのマッチングが可能になり、フォローアップも民間、行政機関と合同で行えるというふうに考えているところでござ



います。

そして、4つ目の今後の人手不足等についてですが、住民主体によるサービスの担い手としましては、中高齢者だけではなく、就労されておられない女性の方や現在地域にさまざまな集まりの場がございます。その中で、老人会とか、自主的に介護予防をされております教室等がありますので、その方を想定させていただいております。そのためにも行政、社協、地域包括支援センターが協働でアプローチを行い、継続して支援していくことが重要だと考えているところでございます。

3つ目の総合事業のケアマネジメントでございます。

総合事業に関するケアマネジメントとしましては、基本的には包括支援センターが行うということが国から示されておりますが、これは委託することも可能ですので、居宅介護支援事業所さんに委託をさせていただきたいという考えを持っております。そして、チェックリストにおける状態像の把握とかアセスメントは実施していきます。そして、ケアマネジャーの質の確保としましては、現在も包括支援センターが主催しております居宅介護事業所のネットワーク会議やケアマネ会議を通じまして、情報交換とか制度説明、スキル向上の研修会などを継続して行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） まず、河合町の台所事情なんですけれども、非常に年々厳しい厳しいということで広報にも出ておるんですけれども、どこが厳しいのかとかということで、やはり住民にわかるように説明とか、特集を組んでもいいかと私は思うんです。

従来から財政健全化計画を長期的に組んでほしいということをお話しされているんですけれども、どうもその辺ができていないと。これは国の施策ではなく、河合町単独でできる範囲で、私は引き続きお願いしたいと思います。

その辺については、再度お聞きしますけれども、計画、シミュレーションを以前出してもらいましたけれども、これからもそういうことを出してもらえるかどうかです。非常にわかりにくいといえますか、ということなんで、もう一回その点についてどういう考え方でいいのか、具体的に。数字を並べただけではいけないので、きっちりと具体的に5カ年計画で、それぞれの歳出についての目標を、目標は、できないのであればできない、できないのもあると思います。けれども、できるものは一体何かとか、そういうことについて分析をこれか

らしていただいて、住民に伝えてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、実質公債費比率は25%になるというのは、よほどのことでないとならないと私は認識しておりますけれども、それまでの間に、やっぱり18%を超えるということはもう時間の問題ではないかと。いろいろ事業を展開する要素がいっぱい出てきておりますので、その辺のことを考えますと非常に将来的に危惧しますので、やはり実質公債費比率をいかに上げないようにするのか。18%を超えないようにするという方策もあるのかどうか。それをお聞かせくださればと思います。

それから、水道事業ですけれども、どうも進捗状況がはっきり言いますとよくわからない。水道事業のビジョンをつくっているところもあるわけです。大阪市とか大阪府の元社員さんとかの方もいろいろ指摘されているわけです。だから、河合町ができるのかできないのかということは、やっぱり認識されていると思いますので、やはり単独でやらないといけないところをもう少し綿密にこれからも計画を立てて、早急に水道ビジョンのモデル案、あると思いますから、それをまとめて公表してくれるようお願いしたいと思います。

これはどうですか。今年度までに3町で話しするというようなこと、県も含めてするということですけれども、その後の進捗状況はどうですか。お願いします。

それから、介護保険制度については、もう毎年毎年、厳しい厳しいと言われておりますけれども、例えば高齢者の中でお金を持っている人から取るといっても、今説明があったように微々たるものなんです。生活援助も全体的に見たらそんなに大きな額ではないと推測するわけです。今回は見送っているわけですけれども、恐らくまた出てくると思います。そうすると、一体、根本的には介護保険制度を持続するにはどうしたらいいかということ、例えば収入については、健保組合とか要するに大企業の組合から上げて取る、中小は下げるとか、そういう小手先でやっているわけですけれども、どうも保険者の方が非常にこれ苦しむ問題やと思うんです。だから現場でやっている保険者が何をしたらいいのかということについてはやはりもう少し明確にしてほしいと思います。

あと、介護事業の中で新しい総合事業です。これは明確になっていなんです。例えば……

○議長（疋田俊文） 西村議員、1分でまとめてください。

○9番（西村 潔） はい。

何をどうするのかについて出してほしいわけです。AからDを全部やるということではできないと思います。Aだけやるのか、Dだけやるのか、Bだけやるのかについて明確に、町として出してほしいわけです。本来は全てここで、既にこの時点で出しておかないといけない

わけです。4月からスタートするわけですから。それができていないということはどういうことなのかということです。

例えば、黒滝村はA、B、Cはやらない。訪問型サービスDだけ、移動支援だけやると言っているわけです。だから地域に応じた施策を考えた場合、河合町は何をするのかということをも明確にしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、シミュレーションの関係につきましては、現在、国の動向がかなり不透明な状況であるということで、以前の答弁の際にもお話しさせていただいて、先を見込むのが非常に厳しい状況ということで説明をさせていただいたところではございます。

ただ、将来的な部分については、長期的な部分というのはかなり厳しいことはあるんですが、中期的な部分につきましては当然必要であるというふうな認識は持っております。そのため、できる限り先を見込んでシミュレーションのほうは作成はしていく必要があるというふうに考えております。

また、実質公債費比率につきましては、比率を落とすための施策というところでございますけれども、この部分につきましては、毎年度の地方債の発行、これをできる限り抑えていくというのが必要になってくると思います。それとあわせて、国・県の制度などによる借りかえや繰り上げ償還を行っていくということで比率を圧縮していくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 河合町水道事業についてでございます。

まず、進捗がなかなかわからない、それと、新水道ビジョンができるのか、そういったお話でございます。

新水道ビジョン策定につきましては、一定の方向性がクリアになった段階、そちらの段階で、それも早い段階でまとめてまいりたいと考えておるところでございます。

3町広域化、こちらにつきましては、3町広域化に係ります西大和既存配水タンクの経緯と今後といった内容につきまして、早々にご説明のほうをさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 総合事業について、町として何をするかというところなんです  
が、現在の段階では介護給付の中で行ってございました訪問介護、通所介護が総合事業に移行  
します現行相当のサービスというのはさせていただきたいというふうに考えております。

そして、あとの多様なサービスでは、いろんなことは計画を持っておるところでございます  
すが、地域の資源等の把握等もございまして、まだ発表できる段階ではございませんが、住  
民主体によるサービス、また、町の専門職によるサービス等を考えて、実施できるものは速  
やかにしていきたいというふうには考えは持っているところでございます。

○議長（疋田俊文） これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

10分、暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 2番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席番号7番、森尾和正が5つの質問をいたします。

1番、財政。

「議会は何してんねん。河合町は奈良県で財政経常収支が一番悪いと新聞に載ったやない  
か。議会の責任やで。議会が機能しているんか」と、少し前、僕はスーパーへ買い物へ行っ

ていて買い物袋に包んでいるときに言われました。こんなお叱りをびっと受けました。手紙もいっぱいもらっています。河合町の職員さんは皆頑張っていて、議員も皆さん頑張っていると思います。しかし、結果を出さなくては何の意味もありません。過去には河合町に住みたいという人がいっぱいありました。しかし、今はなかなか人口が減ってそういうのもなくなってきました。

今、議員が集まって、2カ月ほど前から財政を中心に勉強会を開いています。財政だけではなくいろんなことを勉強するんですけども、今は財政が一番大事やということでそれを中心にしています。また、10月にも、研修では、夕張市の財政破綻したときの状況、そういう勉強もしてまいりました。夕張が破綻したときは100億の数字でしたか、少し調べていくと200億、1週間したら300億と、議会はなぜその状況を見抜けなかったのか。なかなかそういうことは、研修の場では向こうの職員さんから答えは聞きませんでしたが、やっぱりそこが疑問でした。なぜ議会はそういうことを見抜けなかったのか。もうその研修の時間が終わって、議長は、食いつくように担当者に、残ってその人にいろんな本音を聞いていました。やっぱり外部監査とかなかったら、いろんな議会やら監査でも見抜けなかったんです、そういうことをおっしゃいました。

今、河合町は経常収支99.6。99から1年で0.6アップしました。これは、破綻というのは極端な言い方ですけども、県が出している警告です。この警告は真摯に受けとめなくては いけません。この比率が100%を超えると、臨時収入や貯蓄の取り崩しが必要な状況になります。行政サービスの縮小、普通建設の縮小、基金残高の減少、借入残高の増加、なぜこのようになったのかお答えください。また、どのような対策を考えられていますか。

2番、入札について。

認定こども園実施設計、造成計画業務委託の入札において、一番金額の低い業者が落札できなくて、2番目に低い業者が落札されました。住民には理解できません。詳しく説明してください。

3番、防災マニュアルブックについて。

災害が起こったときは住民は恐怖でうろたえます。例えば、火災が起こったときに消防署へ電話します。そのときには自分の住所が言われへん人が多いらしいです。そやから、自分の住所を電話のところへぼんと張っておくように消防署が言うてはりました。河合町としても、やっぱりそういうとっさのときに住民がうろたえないようにばちんと壁に張っておくような、そういうマニュアルを配布すべきだと思いますが、どう思われますか。

4番、公園、グラウンドのトイレの設置について。

公園及びグラウンドは、住民の憩いの場です。きずなづくりの場です。トイレを設置していないところが多い。特に広瀬台公園は、公園とグラウンドが隣接してあります。多くの住民が利用していますが、トイレの設置がなくて困っています。トイレの設置の予定はありますか。

それと、5番、アライグマの対策について。

このごろニュータウンにアライグマが出回っています。ニュータウンの人はもともと都会育ちですので、そういうのにはうろたえて、どないしたらいいのか困っています。町としたら、そういうのに対してどういう対策をされていますか。

質問があれば、自席にて質問させていただきます。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、財政についてということで回答させていただきます。

本町の経常収支比率が悪化した要因ということで、それにつきましては、先ほどの西村議員への答弁と重複してしまいましたが、まず、平成27年度におきまして県内市町村のほとんどで改善が見られる中、本町では対前年度0.6%増加しております。99.6%となっております。これは、経常的な収入におきまして、町税で1,900万円の減少や臨時財政対策債を含む普通交付税で7,600万円の減少、また経常的な歳出におきまして、扶助費や特別会計繰出金などの社会保障関係経費、この分が6,100万円増加したことが比率が増えた主な要因となっております。

今後、対策としましては、現在、財政健全化計画の見直しの作業を進めております。この見直しに基づく取り組みを着実に進め、低減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから、入札についてご回答させていただきたいと思います。

今回ご質問のありました河合町立幼保連携型認定こども園整備事業に係る基本・実施設計、造成計画業務委託の入札におきましては、従来の価格のみによる落札方式ではなく、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式で行っております。

今回行いました総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2で定められています。入札手続としまして、まず、各指名業者より、価格以外の技術的な要素、いわゆる技術者の資格や業務実績、実施方針及び本町が指定した評価テーマに関する提案など技術提案書として提出を求めるものであります。次に、提出のあった技術提案書について、各評価委員が採点を行い、また、入札の参加可否の条件となる本町が求める一定の条件を満たしているかの審査を行い、条件を満たした指名業者により入札を執行するものでございます。

入札執行を受け、再度評価委員会を開催し、各評価委員により価格評価を行い、さきに評価した技術評価点と合算、合計し、最も高い評価点の者をもって落札者として決定したものでございます。

また、国においては、品質確保、総合的なコスト縮減を図るための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を掲げている制度でございます。

以上のことから、今回の入札に関しましては、入札価格で一番低い金額を入札しておられても、技術提案書の評価によってはその者が落札できないということもあり得ますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、3番目の防災マニュアルブックについてお答えいたします。

洪水及び地震時における避難時の心得、あるいは浸水予想、想定地震の震度等いろんな想定される災害におけるマニュアル等で構成いたしました河合町総合防災マップというのを、平成20年4月に広報とともに各戸配布を以前させていただいております。現在、この冊子につきましては在庫はございませんが、河合町のホームページでごらんいただくことはできます。必要に応じて印刷することも可能でございます。

また、その後の防災に関します新しい情報等につきましては、広報紙の安心安全まちづくりコーナーにおきましても随時掲載させていただいております。それらをご参考にさせていただきまして、災害についての備えをしていただければと考えております。

以上でございます。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、2項目についてお答えさせていただきます。

初めに、公園などのトイレ設置について。

公園及びグラウンドは住民の憩いの場及びきずなづくりの場所です。トイレが設置されていないところがありますが、設置の予定はありますか。

町内には、緑地を除いた公園は38カ所の公園がございます。小規模な街区公園、ここで言います街区公園といいますのは居住する者の利用に供することを目的とする公園で、公園を利用する人の範囲をあらわす円が250メートルの範囲内で、1カ所当たり面積0.25ヘクタールを標準として配置した公園であり、町内には33カ所ございます。うち、トイレが設置されている公園は3カ所でございます。

公園のトイレ設置につきましては、街区公園などの身近な公園は近くにお住まいの方のご利用を想定しておりますので、ご不便をおかけしますが現状の対応でご理解よろしくお願ひします。

2つ目のアライグマの対策について。

ニュータウンにアライグマが出没して住民は困っているが、どのような対策をされていいますか。

通常、アライグマ対策として農作物などを対象に捕獲かごの貸し出しを行っていますが、ご質問の住宅街における被害例が少なく、住民から被害相談を受けた際には現地を確認するなどして、農作物の対策と同様、捕獲かごの貸し出しで対応させていただきます。

なお、広報紙などで、アライグマの生態、予防措置について、被害報告の多い時期、春から秋ですけれども、その時期前に防止措置などとあわせて情報提供を行わせていただきたいと思います。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の財政ですけれども、今後5年少し上がっていくとおっしゃいましたけれども、来年、再来年とかきっちりした、来年は例えば九十何%、再来年は何%と、大体的見通しをこの5年ぐらいのを教えてください。

2番、入札に参加させるということは、総合評価で技術面、河合町からのいろんな判断とおっしゃいましたけれども、そこには癒着等も生まれるような可能性もあるし、うまいこと機能しとったらよろしいけれども、やっぱり入札に参加させて土俵に乗せるということは、ある程度評価のされた者だけが乗って、そこでお金で安いほうをしたほうがいいと思います



けれども、もう一遍お答えください。

それと、大災害が起こったとき、今、防災マニュアル、平成20年につくっているとおっしゃいましたけれども、今、南海トラフが予測されていますので、それはそれでブックとしたら大事ですけども、災害が起こったときにブックのぎょうさんのやつ、ぱっと一枚一枚めくっておられませんから、1枚ぱんと張っておけるようなんをつくったらどうですか。

それと、トイレ。

広瀬台公園の場合は、公園とグラウンドが隣接しています。普通の公園だけでしたら家の近所が多いんですので家へ帰ってトイレしたらいいですけども、グラウンドということはいろんなこともします。簡易でもいいからそういうふうなトイレをつけるべきだと考えますが、どう思いますか。

それと、アライグマのことですけども、ニュータウンの人からそういうアライグマの出没を聞いて、どうしたらいいかわからんとようお聞きしますので、広報などでお知らせしたらどうですか。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 今後5年間の経常収支比率の推移ということでございますが、近年、地方財政を取り巻く環境が目まぐるしく変化しております。そのため、財政運営上の指標とも言われます地方財政計画などによって今後の見通しが大きく変動することが考えられます。そのため、12月下旬にこの計画が公表される予定となっており、それを受け、今後の収支計画また各財政指標につきまして試算を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 入札におきましての価格の低いところということが、一番それがいいんじゃないかということでございますが、まず、今回の総合評価というような形で方式を取り入れたその理由としましては、公共施設は建築後何十年にもわたり使われていくものであり、設計業務におきましては設計業者が発注者の企画意図を的確に把握し、さまざまな要求事項を総合的にバランスさせて作成した設計図書によって建設されるものであると考えております。また、その質や経済性などが設計業者によって大きく左右されるため、設計料の多寡によってのみ設計業者を選定するのではなく、設計業者の創造性、技術力、経験な

どを適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計業者を選定することが重要であるというような考えのもとで今回の方式としております。

それで、業者選定につきまして、そういうような中、河合町で入札参加登録をしている業者、また奈良県内に本社がある業者、ほんで1級建築士の資格者が5名以上在籍している業者というような形での条件のもと調査したところ、今回6社という形になりましたので、その6社を指名としてさせていただきました。

以上です。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） 防災マップの件でございますけれども、今後、20年4月に発行いたしました総合防災マップ、記載内容が大きく変わるような基準の見直し等があつて改定の必要ができたときに、編集等、今ご意見いただきましたことを考慮いたしまして、見やすい形で編集させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 議員おっしゃるとおり、多目的広場を兼ね備えている公園は広瀬台公園と存じております。確かに、どの公園にもトイレがあれば便利であると認識しております。トイレをつくるスペースや建設に係る費用、つくった後の水道代や掃除代など維持に係る費用が必要となってきますし、防犯面のデメリットもあるかと思われまます。地域住民の方の賛同も必要になると思われ、慎重に判断しなければならないと思っております。

また、仮にトイレを設置した場合、不特定多数の方がご利用になられますので、維持管理に気をつけていまして、管理状況により公園のトイレに対する悪いイメージも印象づけるかと思われまます。公園全体のイメージ低下にもなるおそれがあると考えられますので、新たにトイレを設置することは基本的には考えておりません。

しかし、住民の憩いの場、きずなづくりの場としての位置づけを考え、公園の利用者数、利用形態、管理体制、周辺の状況を鑑み検討してまいります、近くにお住まいの方のご利用を想定しておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 財政の歳出の割合の大きいのは、普通は扶助費、人件費、公債費ですが、

河合町はこれからどれが増えていくと予測されていますか。

それと、今の総合評価は、同じことばかり言いますけれども、やっぱり技術、いろんな面で評価のあるところは一番建てる上で大事です。そういうところを選んで、そういう業者だけで入札させたら、あとはもう値段で競争させたらいいんやから、やっぱりそういうことがあると、入札に乗せる段階で評価を決めて、ほんで、その入札に乗せた段階は、あとは値段だけで評価して、値段の安いほうがしたほうがいいと思いますけれども、どう思いますか。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 経常収支比率の要因となっている各費目に対する今後の動向ということによろしいですかね、それで回答させていただきます。

人件費につきましては、職員の定年退職などにより引き続き減少が見込まれております。今後も必要最小限の職員数に努めてまいりたいというふうに考えております。あと、公債費につきましては、しばらく上昇は見込まれますが、町債の新規発行の抑制、また交付税算入の有利な地方債の選択などにより今後も削減を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 今のご質問、技術点でまず評価をして、その後である程度の点数というか、とったもの同士での入札という形での、低い業者に落札してはどうかということでございますが、今回のこの入札につきましては、入札価格と評価というような形で両方を加味したという形での方式でございます。

ただ、議員おっしゃるような形でやった場合、それが安価な金額で落札というような形での業者となれば、その評価で技術的な評価での最高点というか、高い者に、一応その内容をもって一番委員が評価したものを、達成できるであろうという形で点をつけたものを無視するというような形の点になりますので、当然それら両方を加味した総合点で評価するのが通常だと思っておりますので、そういうところ辺でご理解のほうしていただければと思っております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 経常収支が、今、99.6ですけれども、その場、事情によってはまた100はもう寸前です。100を超えた場合には、どこから資金調達をしますか。財政調整基金、特別会計を借りるとかいろんなことがあります、どこから資金繰りをされますか、教えてください。

それと、今の入札ですけれども、外れた1番手の入札の実績と、採用された2番手の実績、入札の実績を教えてください。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。経常収支比率についてお答えさせていただきます。

経常収支比率といいますのは経常的な収入と経常的な支出の比率でございます。その経常的な収入の中には、特別交付税とか、あるいはいろんな事業の財源となる地方債、あるいは国庫支出金等については、臨時的な財源ということで含まれておりません。ですから、そういうところから、まず100を超えた場合においても何らかの資金手当てができるかと思っておるところでございます。

もう一点、総合評価方式についてでございますが……。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 質問が、評価の1番目と2番手の違いだったと思います。

まず、これ公表等もしておりますが、入札結果については、落札額につきましては、一番安い価格が3,950万円であります。2番の方が3,986万円。その価格と技術の評価点におきましては、先ほどの1番目の入札価格が安い業者につきましては、65.44点と。2番目の安い業者については66.37点というような形で評価点が66.37という形で上位になりますので、こちらの、価格においては2番手に安いのでございますが、落札というような形になっております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の財政ですけれども、経常収支は奈良県でワーストワン、公債費比率も今5位ぐらいからその辺うろろしています。将来負担率、これは奈良県下で一番今悪くなって、日本全国1,741のうちワースト4です。これからいろんな新しい事業とか古い建物なんかの補修とかいろんなが出てきますけれども、そういうのをどういうふうと考えられておられますか。

それと、今の入札はちょっと答弁が違ったように思うんですけれども、入札の今まで過去

の実績を教えてください。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 各指標につきまして、ちょっと悪い方向に悪化しているということについて、今後どういう形でいくかということですが、その分につきましては、今、議員がおっしゃるように、今後、公共施設の耐震、また施設の維持管理等、経費のほうが必要になってきますが、そのため、現在作業を進めております健全化計画の見直し、その分を今後取り組んでいきまして、自主財源の確保や歳出の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 入札の実績といたしますのは、落札した業者の方。

○7番（森尾和正） はい、議長。

すみません。入札に参加した実績。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 今回、落札しはった業者の実績ということでよろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番手と2番手と。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 建築設計におきましては、ここ五、六年ほとんどございませんでした。今年度1つ、城古憩いの家の移転に伴う設計というふうな形で、そこにつきましては、落札された業者の方は指名に参加はされておられません。一番安く入札額をされた業者は指名、このときにはしておりますが、落札されている2番価格で入れられた業者につきましては指名はしていません。

この近々、五、六年をさかのぼっても、あとは建築というような部分での設計業務での発注というか、委託業務がございませんので、今のところ、近年を捉えるとその1件のみでございます。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番、財政。

公債費比率も、今、17を超えていますし、18から25は要注意になります。25はなったら危ない状況ですけども、それでも、もう要治療の段階に入っています。

これ、認定こども園なんですけれども、僕も子育てしてましたから、子育て支援、子供、父兄の方にとってもいい事業やなと思いますけれども、この財政、公債費とか全ての財政が悪化されると思いますが、どう思われますか。

それと、入札です。

なぜこの入札を質問するかというと、うわさで二番手が取るでということを知っていました。そやから、余計これ疑問に思うんです。ほんで、入札の実績を調べても、落札した一番価格の安いところは、入札実績、これ、ばんと、河合町にはいっぱい実績があります。ほんで、今、2番手の通ったところはゼロです。うわさされていたから余計疑問に思うんであって、そら総合評価というのも正しいか知りません。もう一遍、それ、お答えください。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 実質公債費比率が高くなっているということで、それに対する回答ですが、実質公債費比率を抑えるために、毎年度予算編成過程におきましても事業の廃止、縮小を含めた検討を行っております。それとともに、全事業のコスト意識を持った効率的な事業の執行を徹底しているところでございます。

また重複してしまうんですが、先ほど申し上げました、今後、将来的に財源の不足が見込まれることから、健全化計画の見直しを進めているところでございます。それに基づいて着実に実行し、収支の均衡を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 入札の件でございますが、指名業者、1番手の入札額が低い額の業者が近年、先ほど議員が資料を見せていただいた中の業務につきまして、多分建築にかかわる分の耐震診断とかの業務の委託について指名されておられたという実績がございます。

従来、町において、そのような町に実績のあるとかというような形での業者選定をしておりました。今回につきましては、何分このごろ建築、大きな建築物が河合町で建てるといような設計業務というのは、ほとんどここ何年かさかのぼってもございません。

それと、先ほど言いましたように、今後建築は何十年にもわたり使われていくものでございますので、当然、設計料の多寡によつての業者選定するのではなく、先ほど言いました技術的な評価をした上でやらなければならないという認識のもとで、こういう総合評価落札方

式というような形で捉えさせていただきましたので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 認定こども園なんかとか、いろんな事業なっていくと、これから公債費とか増えて苦しくなるとおっしゃいまして、いろいろ事業の縮小とかいろいろ考えて健全化に向けていくとおっしゃいましたけれども、子供、高齢者、障害者などの経費の扶助費がカットされる懸念がありますけれども、それはどう思われますか。

これ、入札のことは、今後、これから皆さんから疑われないような総合評価を、これはお願いいたします。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、健全化のことです。

健全化につきましては、先ほど財政課長も申しますとおり、現在、見直しに向けて検討中です。その中で、いろんな健全化策ということをご想定しております。いずれにせよ最終的に実施する場合には、当然予算編成の過程等いろんな場面で住民の皆様にもお知らせしながら、議会の皆様のご理解も得ながら実施していかねばならないものと考えております。

以上、そういうことで、確実に皆様に説明させていただいた上で実行するという心掛けてまいりますので、よろしく申し上げます。

○7番（森尾和正） はい。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の財政ですけれども、西村議員のときの答弁で、平成29年度予算にその財政の儉約とかそういうきちっとすることは29年度予算に反映するとおっしゃいました。それを期待いたします。

それと、公園のトイレです。

それは検討するとおっしゃいました。予算の面、経費の面、防犯の面、管理の面、問題点はいろいろあります。問題点は、普通何かあったらあるのは当たり前です。民間でも何かしようと思ったら問題点をみんな克服するんです。一応、検討されるとおっしゃったんで、防犯面、確かに防犯面で、事件とかあることはありますけれども、それは警報器をつけるとか、それは、今、検討されるとおっしゃったんで、前向きな検討をお願いいたします。

財政は、さっき言いましたように29年度から以降に反映するように頑張ってもらいたいことをお願いいたします。

これで、僕の、森尾の質問を終わります。

○議長（足田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（足田俊文） 3番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（足田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） はい、4番議員、馬場千恵子。

通告書に基づいて質問したいと思います。

3点質問いたします。

第1点、就学援助制度について。

就学援助制度とは、学校教育法19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとあります。言うまでもなく、その対象となる家庭は、経済的に困難である状況だということです。給食費はもちろんのこと、2010年から生活保護費の補助費目に追加されましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が就学援助の新たな対象となっています。しかし、河合町ではどうなっていますか。

また、新たに小学校、中学校に入学される新入学準備金については、4月以降に給付されています。この制度は経済的に困難であるというケースのため、入学準備金は、本当に必要な3月、入学前に給付すべきではないでしょうか。また、年度初めに全ての家庭に制度の案内、説明がされているかと思いますが、その対象となるのかの判断がつきにくいことや、1年の半ばで働き手の病気やリストラ、家庭、家族構成の変化があった場合などの制度の紹介はどのようにされていますか。

日本国憲法にうたわれているように、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するという立場で、改善、遂行をお願いしたいと



思います。

2番目は、学校再編成についてです。

学校再編成については、学校規模適正検討委員会を受けて学校再編成計画案を提示し、平成25年6月議会で学校再編特別委員会を設置しています。その後、議会議員選挙があり特別委員会が自然流会するという事となり、今に至っているようです。昨年、地方教育行政法が改正され、教育を行うための諸条件の整備などを総合教育会議に諮ることになったようですが、その後の展開についてお伺いいたします。

学校統廃合のような重要な案件については、総合教育会議で協議するようにと法律も変わり、河合町では平成27年6月に総合教育会議が設置され、統廃合、学校再編についての協議がされているということですが、その回数及び協議内容についてお伺いいたします。

また、年内に統廃合の方向性、方針を示す方向で協議するということでしたが、その進捗状況及び教育大綱の作成はどのようになっていますか。

3番目は、介護保険制度についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業が来年4月から開始されます。西和7町で検討するとしてきましたが、業者説明会では、基本的な現行相当の運用については7町で足並みをそろえ、その他の多様なサービス等は各町で検討となっていますが、河合町として、今回の改正の中で、窓口相談、認定、サービスなどはどのようになりますか。

住民への説明もわかりやすく行っていただきたい。その際、介護認定を受ける権利の保障、サービスの質の変化は、資格、体制など人員基準が影響するため、基本的には現行相当以外の基準緩和型の多様なサービスは導入しないようにすべきです。また事業者にとっては、現行相当といっても、回数、出来高で、実質的にはかなりの収入減となります。単価設定については、国の通達でもサービス業者との十分な協議が指摘されています。国では引き続き利用者負担増など、制度改悪が検討されており、住民にとって質の高い介護サービスを維持する視点で検討してください。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（足田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、私のほうからは、1つ目の就学援助制度と、2つ目の学校編成についてお答えさせていただきます。

就学援助制度につきまして、本町の就学援助につきましては、文科省の特別支援就学援助

費の限度額に基づいて補助しております。その項目の中にクラブ活動などの項目が現在ございませんので、対象とはなっていない状態でございます。

この制度は、平成17年度の国庫補助制度の見直しによりまして、準要保護世帯への補助が自治体の単独事業となりましたので、これを拡大するには町財政に負担が伴うこととなるため、現在は拡大するのは難しいと考えております。

また、新入学準備金の支給時期につきましては、判定基準の所得額の決定が6月以降となっているため、現在では、それ以降の支給とさせていただきます。支給時期を3月に早めることは、前々年度の所得で支給を判定しなければならず、直近の経済状況を反映しているとは言えないところとなりますので、今までどおり6月以降の支給とさせていただきたいと考えております。ただ、近隣で実施されているところがあると聞いておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

案内につきましては、年度当初に全ての保護者宛てに文書を配布しておりますし、ホームページにも掲載しております。年の半ばで状況が変わった場合には、保護者の方からご相談いただくのが通常ですが、なかなか相談しにくいというところもございますので、学校の担任の先生が事情を一番よく把握できているかと思っております。状況の変化に気づいた場合は、家庭訪問や懇談の際に案内していただいているという状況でございます。

2つ目の学校再編についてでございますが、総合教育会議につきましては、平成27年度2回、28年度2回開催いたしました。内容につきましては、新教育制度、教育大綱、学校再編、学力・学習状況調査、いじめ防止基本方針などといったところでございます。

学校再編につきましては、6月議会で答弁させていただきましたとおり、教育大綱とあわせて取りまとめているところでございまして、今年度内に方針を公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、3つ目の介護保険制度について回答させていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業についての今後の窓口相談、認定、サービスとか住民への説明、介護認定における権利の保障等について回答させていただきます。

窓口相談につきましては、現在も総合相談窓口ということで、地域包括支援センターで行

っております。介護認定や総合事業の利用につなげる相談を受けていきます。そして、現行の介護保険相当サービスは従来どおり残りますし、介護認定を受ける権利も、住民の皆さんには従来どおりで、阻害するものではありません。

そして、要支援の認定を受けられた場合は、従来の介護保険事業所で行う予定でございます現行相当サービスを利用していただくこととなります。そのほかで総合事業を希望される住民の皆様には、チェックリストと本人さんへのアセスメントを地域包括支援センターが行いまして、住民の皆さんの希望される日常生活が送れるサービスがあるかどうか判断させていただきまして、その状態像に応じた利用サービスを受けていただきたいというふうに考えております。そして、状態像に応じたサービスを選択できるということで、住民の皆様にはメリットがあるんじゃないかなと考えているところです。

そして、説明としましても、改正等の内容を理解できないところもございまして、地域包括支援センターが地元へ出ていき、出前講座としまして制度の説明など啓発を行っているところでございます。それで、今後も継続して行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 就学援助制度についてですけれども、生活保護費のところで項目が追加されたことに対して、河合町ではその追加がされていないということですが、財政が伴うということですが、どれぐらいの財政負担になっていくのかということをお聞きしたいのと、それから、所得の決定が6月になるために3月での支給が困難である、前々年度の所得で決めていかなければならないというふうにお答え願いましたけれども、この点について、この就学援助を受ける世帯がどういう状況にあるのかというのを十分理解していただきますと、そういった悠長なことを言っていられないのではないかとこのように思います。

それで、国の文科省の初等中等教育局長がこの就学援助について通達を出しているというのがあります。それは、日本共産党の田村議員が国会で質問したことを受けての通達なんですけれども、生活の困窮世帯が入学準備金の立てかえをしなくて済むよう、就学援助金を入学前の2月ないし3月に支給するよう要求した、このことに対して、文科省の教育局長が、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているというふうに通達されています。この通達についても、当教育委員会では受けておられるかと思っております。

また、この通達について、またその後、市町村についても引き続き働きかけていくということで、回答というか、返事をいただいているんですけども、この就学援助金そのものは、さきの項目を増やすこととは違って、新たな財源を必要としない取り組みです。それはわかっていたかと思いますが。いかに生活、経済的に困難であるご家庭の立場に立って、全ての生徒さんに平等にその機会を与えるという立場に立ってもらえるかどうか、そこが決め手となると思います。既に、近隣でもそれを実行していくというふうに、また、前向きに検討するというふうにされている自治体もありますので、その辺の経験等は、研究というか、状況を聞いていただいているのかどうか、そこもあわせてお願いしたいと思います。

また、この就学援助金制度なんですけれども、全てのご家庭に案内はされているかと思いますが。その案内なんですけれども、ホームページでも河合町では載せている、また、進級時に学校で書類を配布しているというふうにお聞きしていますけれども、これらについて、ただ配布するだけではなくて、説明もあわせてしていただいているのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

それと、認定基準なんですけれども、河合町ではどのような基準になっているのかお聞きします。

また、先日の自治体キャラバン等でもお渡ししている資料の中では、準保護基準に特別支援、そういった基準を利用して、1.5倍したものをというふうになっていますが、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） クラブ費等を支給した場合の影響額でございますが、生活保護の基準によりますと、小学校におきまして640円、中学校では七百数十円やったと思います。それで、今現在就学援助を受けられているご家庭が約130件ほどございますので、それを掛けますと、年間百数十万円程度の財政負担になるかと考えます。

それから、新入学の準備金でございますが、近隣でもされるというところで聞いておりますので、どのような方法でされるのかとか、もしそこの学校へ行かなくて私立の学校へ行かれた場合の返金などのそういう仕組みなどを研究させていただきまして、検討させていただきたいと考えております。

それから、周知の方法なんですけれども、ペーパー、プリントで年度当初にご家庭に持って帰っていただいているという状況だと思います。一人一人に説明までは行ってないところ

ろでございます。

基準につきましても、いろいろあるんですけれども、主にひとり親世帯であるとか、国民健康保険の免除を受けている、国民年金の免除を受けているなどの基準と、それとあわせて、所得基準が生活保護の基準の1.1倍ということを設定しております。

以上でございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 実は、この就学援助のこの制度の対象になるかどうかというのが、その案内を受けた者、家族、家庭について理解できるのかどうかということです。保護費の1.5倍が自分ところの収入に該当するのかというのがよくわからないということで申請をためらっている。該当するかどうかというのがよく理解できないということが、やっぱり経済的に困難で十分に保障されないというところでネックになっているのではないかというふうに思います。

札幌とかの経験によりますと、それぞれ2人家族、3人家族で収入が何ぼという幾つかのケースを示しながら、これに該当しますよというような案内もされていて、本当にきめ細やかな、困窮されているご家庭を援助していくという立場に立ってこの案内をされているんです。

河合町においてもそういう立場で案内をしてもらいたいのと、先ほども言いましたけれども、このクラブ活動費とかPTAの会費なんかについても、その子供さんがクラブ活動に積極的に参加できる、生き生きと学校生活を送っていける、そういう意味でもこの百数十万円かの費用を捻出していただいて、子供が学校で生き生きと活動していけるような、そういう状況もつくっていただきたいというふうに思います。

また、河合町として、経済的に困難である家庭に対する対応について、本当に4月入学以降で準備金を支給するというので、できているのかどうかというのは、皆さん疑問に思われていないのかどうか、そこも私も心配なところですけども、本当にそういった家庭の立場に立って教育行政をされているならば、一日でも早くそれを解決して、入学前に準備金を支給していただきたいというふうに思います。本来ならば、小学校1年生になったらランドセルも買って、学用品も買って、本当に楽しい1年生を迎えるべきが、その準備金、お母さんがお金の心配をしてなかなかそういうことに踏み切れていないようなご家庭の子供さん、多分寂しい思いをされているかと思います。そういう意味でも、この3月での支給について

実施していただきたいと思います。

また、支給の基準というか、所得が決まらないという点ですけれども、私が調べたところによりますと、下諏訪町では貸し付けをしています。小学校で2万円、中学校で2万3,000円という貸し付け制度を設けて、とりあえず貸しましょうと。額が決まった時点で清算していただくというふうになっています。もう一つは——下諏訪ともう1カ所ありました——についても貸し付けをしているわけですけれども、それはもう少し金額が多くて、5万円と10万円貸し付けしています。

このように、できるだけそういったご家庭の負担を軽減して、楽しい進級を迎えられる、そのような対応もされています。こういったことについて、河合町でも実施していただけるのか、また貸し付けをするまでもなく、3月支給で実施していく方向でももらえるのかというのを改めてお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） まず、周知といいますか、案内につきまして、今、こういう制度がありますよという案内だけなので、今後、来年度に向けましては、例えば所得のモデル、世帯によってそれぞれ状況が違いますけれども、ある程度の標準的なモデルをつくりまして、所得がこれぐらいでしたら該当しますよみたいな、ちょっと工夫をさせていただきたいと考えております。

それと、クラブ費、PTA会費などの追加の項目なんですけれども、先ほども言いましたように、町の負担、百数十万円程度かなとは考えているんですけれども、それにつきましても財政が厳しいところがございますし、ちょっと検討はさせていただきたいとは考えておりますが、現在のところちょっとそこは考えていないところがございます。

それと、新入学の準備金の支給時期を早めるというところなんですけれども、それにつきましても、いろいろご提案いただいた貸し付け制度とか、その辺も考えながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 就学援助制度については、また改めてというか、後ほど質問したいと思いますけれども、学校の再編成についてお伺いしたいと思います。

それぞれ総合教育会議が開催されて、議論もされているようですけれども、施政方針の中で小中一貫教育を見据えて進めていくということで町長も述べられているんですけれども、

そんなふうに述べられて以来、学校の数とか、それから、子供の状況とかがどんなふうに変わるのかというのが、住民の皆さんの目には見えていない、なかなかわかりにくいという点で、そういう点をわかりやすく示してもらいたいなと思います。

年度内というふうに、今、回答をいただいたんですけども、以前の議事録等を見ますと年内というふうには書いているんですが、その辺の違いはどこにあったのかなと思いながら、そこもまた確認していきたいと思いますけれども、この学校編成等につきましても、以前取り組まれたような学校再編検討委員会のような住民が参加するような検討会議、検討委員会等も設置してもらいたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

それと、介護の制度ですけれども、これについては、例えば、デイサービスの利用回数が出来高払いというふうになっていくということで、週に1回、2回参加される方が1回だけ参加するというふうになってしまわないか、ケアマネさんたちがその人にとっていいプランを立てている、ところが費用が半分で済むなら半分にしていきたいというふうに、十分な介護を受けられないような状況になっていかないかというのが懸念されます。

それと、事業所にとって収入減となるということで、その事業所が成り立たなくなるということも十分考えられますので、河合町としても事業所を守る、十分なサービスが提供できるような、そういった状況も保障していく、そのことも大切かと思いますが、そういう点でどうでしょうか。

利用者さんの経済状況によって、必要なプランが受けられないというか、自分でみずから減らしていくということになれば、そのことによって要介護度が悪化するということも考えられますので、その対応についてどうでしょうか。

私は、その就学援助金なんですけれども、本当に困難な家庭を見据えて、十分にその子供たちが生き生きと学校生活を送っていく、先ほどの生活保護費の対象が増やされたという項目に対しても速やかに項目を増やしていただいて、子供たちが楽しい学校生活を送っていける、そのような体制を早くとっていただきたいというふうに思います。

それと、3月、就学前に支給するというのは、職員の皆さんは経済的に恵まれておられるのかどうかわかりませんが、本当に就学前、入学を迎えるお母さんにとっては、これだけの費用がかさむということで心を痛めておられる。そういうお母さんたちを見て、子供がランドセルもそんなにせがめないみたいな悲しい思いをされることのないように、ぜひその3月での支給を実現してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） はい、すみません。学校編成につきまして、年内、年度内という認識の違いがございますけれども、議事録の、ちょっと確認できていないんですけれども、私のほうでは年度内と回答させていただいたつもりが、年内と言ってしまったのかもわからないんですけれども、その辺は申しわけございません。年度内でございます。3月にはお示しできると思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、当然住民さんの声も聞きながら進めたいと考えております。

就学援助につきましても、3月までにとということでございます。これにつきましては、やり方をいろいろ研究させていただきたいと考えておりますので、前向きに検討はさせていただきたいと思っておりますので、その辺、ご理解よろしくをお願いいたします。

項目の追加にいたしましても、その辺も検討を進めていきたいと考えております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、介護保険の事業所さんにとっての収入減とか、利用者さんの回数が減らないかとかいうところなんですけれども、デイサービス、現在も利用していただいている方の給付費の支払い方としましては、基本的にはまるめというような支払い方で、一月幾らというような金額で請求をされる場所ですが、今回、総合事業におきましては、1回幾らというところになりますので、支給に関しましては公平性が保たれるのではないかというふうには考えております。

ただ、一月に何回利用しても幾らというところで、回数が減らないかとかという懸念はございますが、そこはケアプラン等によってケアマネさんがその方に応じたケアプランをつくっていただいて、回数等も決めていただけるということで、支障はないというふうに考えているところでございます。

そして、事業所さんにとって収入減というところをご心配していただいておりますが、総合事業に既存の事業所さんも参加していただくということで、今後、介護が重たくなならないようにいろんな事業をしていただく。そして重たくなったときは、継続してその事業所さんを利用していただくというようなメリットもあるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。



○4番（馬場千恵子） 就学援助について、私が最初に申しました文科省の初等中等教育局長の通達についてどのように受けとめておられるのかということをお聞きしたいのと、それと、この通達については、またその後も引き続き働きかけていくというふうに答弁されていますので、それをしっかりと受けとめてもらいたい。で、その通達をどのように受けとめて……

○議長（疋田俊文） 馬場議員、あと1分ですのでまとめてください。

○4番（馬場千恵子） はい、されているのかお聞きしたいと思います。はい、それではお願いいたします。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 通達につきましては真摯に受けとめたいと考えております。財政の新たな財源が発生するということで、ちょっとちゅうちょといいますか、している状態でございますので、今後また、先ほども申しましたように、支給、項目の追加については検討させていただきたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 就学援助の前倒しについては、入学援助金については新たな財源は必要としない項目ですので、そこは福祉の気持ちをしっかりと持っていただいで進めてもらいたいのと、前向きに検討というふうに言っていたんですけども、今度の3月に間に合うんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） この3月にはちょっと難しいと考えております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 私が提案しましたような下諏訪のような貸し付け等も含めて、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

昼1時半から再開いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 4番目に、大西孝幸議員、登壇の上、願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

（2番 大西孝幸 登壇）

○2番（大西孝幸） 議席番号2番、大西孝幸が質問いたします。

マイナンバーカードの促進とカードを活用した住民サービスについてということです。

マイナンバーカードの交付が開始され、約1年が経過しようとしています。総務省の資料では、カードの発行枚数が7月現在、ちょっとデータが古いんですけども、全国で約1,048万枚となっています。この状況を踏まえ、総務省もカードの発行の促進に向けた取り組みを行っています。

11月1日現在、283の市区町村では、住民の利便性の向上、窓口業務の軽減、証明書の交付事務のコストの低減を目的とするマイナンバーカードを活用した全国の約4万7,000カ所あるコンビニでの住民票関係、戸籍関係、税関係等の証明書の発行業務を行っています。市区町村によっては住民票関係のみ発行業務を行っているところもあります。

現在、町村レベルでは取り組んでいるところは少ないですが、今後、河合町でもカード発行の促進も含めたコンビニでの新たな住民サービスを考えられているのか回答をお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口福祉部次長。

○福祉部次長（門口光男） マイナンバーカードの促進とカードを活用した住民サービス、これについてお答えいたします。

マイナンバーカードの交付につきましては、本カードを申請された方に対しまして、平成

28年1月から順次、地方公共団体情報システム機構から町の住民課のほうに送付され、その後、申請された方に対し、交付の手続を行っているところでございます。

マイナンバーの普及促進、これにつきましては広報紙、ホームページの掲載並びに各公共施設への窓口におきましてチラシ等の配布を行ったところでございます。また、要望により各大字並びに自治会に出向きまして説明会を行い、制度の説明並びに周知を図ってきたところでございます。

コンビニでの各種証明書の交付、これにつきましては、多くの市町村におきまして検討されておりますが、システム及びサーバー等保守導入経費が多額なため、特に町村におきましては今後の検討課題とされております。また、新たな住民サービスをとのことでございますけれども、カードの積極的な利用、活用、これにつきましては現在のところ考えておりません。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○2番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） それでは、ちょっと質問させていただきます。

現在、河合町でカードの発行枚数はどれぐらい発行されていますか。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 10月末、この状況についてですが、1,995名、そのうち1,654名の方に交付してございます。交付率、現状の交付率につきましては8.9%となっております。広報紙等で普及に努めておりますけれども、なかなか交付率が上がらないという状況でございます。

費用対効果等からも時期尚早と考えまして、今後の検討課題というようにさせていただきました。当町におきましては、出張所もございますので、今後、交付率並びに県内の状況等踏まえながら検討を進めてまいりたいというように考えます。

○2番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） つい1週間ほど前ですか、国のほうがカード促進に向けた、カードを地域で使えばポイントがつくという地域の活性化を促進するような、そういう促進方法が考えられているという記事も見ました。この数字を見ますと、河合町におきまして、こんなまだまだ低い数字だと思っております。

それで、これからそのカード自体にいろいろな付加される、例えば保険証であったりとか、印鑑証明登録のカードをそのカードに併用するとか、今後、そういうたくさん付加されてこのカードの利用価値が高まると思うんですけども、それによってこのカードの必要性というのがだんだん増えてくると思います。

それで、市町村ではまだやっているところは少ないと思いますけれども、近隣の市町村とサービスの格差がないようにやっていただきたいと、これは当然住民サービスにかかわる問題ですから、その辺を確実にやっていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 先ほどお答えしたとおり、若干交付率が少ない状況でございます。システムの関係で6,000万相当額、これ必要でございます、そのうちの交付税が約2分の1、3,000万となっておりますのでございます。交付率が8.9の状況でございますので、費用対効果から考えて、今回はそのようにさせていただいたところでございます。

なお、近隣の状況を特に把握しながら、今後進めてまいりたいというように認識しておりますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 費用対効果もあると思うんですが、実際のところ、こういうコンビニ交付というのは非常に便利なシステムと思います。実際、戸籍なんかでも、住所はなくても本籍が河合町にあると河合町でしか出ないと。これが、例えば、極端に言えば、北海道、沖縄に住んでおられて本籍が河合町という場合もございます。そういう場合は郵送の手続でとるということもできますけれども、何せ時間がかかるものなので、コンビニで証明が出ると即発行できると。

非常に便利やと思いますので、今後、やっぱりこういうサービス、恐らく、もう市レベルではやっています。ほんで、これ総務省の資料なんですけれども、ずっと市区町村でやっている業務の内容も全部書いています。市レベルではやっていますんで、今後、町村においてもこの流れというのは確実にこういう業務は発生すると思うんで、今後前向きに検討していただきたいということでお願ひをしまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 5番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 1番、岡田美伊子。

通告書に基づいて、質問させていただきます。

まず、固定資産税の課税漏れ、評価漏れについて。

これについては、平成27年度奈良県租税教育推進連絡協議会会長賞で題名「納税の恩恵」という作文を見つけて読むことで、これは高校1年生が書いた作文なんですけれども、とても心を打たれました。全文はちょっと読むことはできないんですけれども、最後のほう少し読ませていただきます。「自分が生活するためには、納税が不可欠であると自覚し、ひとりひとりが、「税」は必要なのだという意識を持つべきだと思う。自分たちがよりよく生きるために」とあります。「税の公平性と最適な配分運用に責任を持たなければならないと思いました」と書いてありました。本当にすごいなと思ったんです。

このようなことから、近隣の町とか市において課税漏れ、評価漏れがあったことをお聞きしました。そこで、河合町において、町税、固定資産税の課税漏れ、評価漏れはありませんでしょうか。

もう一つの質問は、町内の公園遊具の点検と整備についてです。

公園は子供たちが安全で安心して楽しめる場所でないといけないと思います。そして、遊具、ベンチなどもあって親子で楽しんだりする場所でもあると思います。私もちょっと何カ所か行って見たのですが、公園の整備と遊具の点検がなされていないのかなと思いました。それは、遊具が壊れ、乗れないもの、ベンチも壊れかかっているものがありました。

そこで、公園遊具の整備点検は1年に何回ぐらい行っているのでしょうか。また、整備点検はどのように行っているのでしょうか。町内の公園で子供たちが安全に安心して遊べるように、公園整備、遊具の点検をしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わり、あとは自席にて質問します。よろしく願います。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島税務課長。

○税務課長（浮島龍幸） 私のほうからは、大きい1番の固定資産税の課税漏れ、評価漏れに

ついてお答えさせていただきます。

固定資産税は、宅地や田畑等の土地、住宅や店舗等の家屋、それに、工場や店舗等のその事業に用いる機械や器具などの償却資産に対して課税されるものであります。

本町では、法務局からの税務通知書や建築確認申請書類の閲覧、農業委員会の会議録、税務署に提出されている確定申告の閲覧、それに加え、航空写真や現地実地調査により、土地の現状把握や新增築家屋の把握、償却資産の所有状況の把握を行い、課税漏れ、評価漏れのないように心がけております。

しかしながら、建築確認申請書等を提出せずに施工した新增築家屋及び滅失登記をされずに行われた家屋の取り壊しについては、実態把握が非常に困難であることから、現状が変更となった場合は申し出等をしていただくよう広報等で啓発に努めているところであります。

今後におきましても、日ごろからさまざまな書面上だけではなく、現場パトロール等の強化により新增築の把握に努めるとともに、航空写真及び地番家屋図等の検証作業も今以上強化してまいりたいと思います。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、安全・安心のまちづくりについて、町内の公園遊具の点検と整備はどのように行われているのでしょうか。遊具は、子供たちが安全で、安心して楽しめるようにしっかり点検をしてほしい。このことについて回答させていただきます。

国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、38カ所の公園のうち、遊具が設置されている30カ所の町内各公園の遊具及び附属施設を定期的に点検を実施しております。子供たちが常に安全で安心して利用できることを目的に、構造部材のぐらつき状態、外観から確認できない重要な部材については入念な点検を行い、安全確保を図っております。また、点検時にふぐあいが発見された場合は使用禁止の張り紙を張り、補修・整備を行い、安全・安心にご利用できるよう状態を維持しております。

今後も安全対策に万全を期し、事故のないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） すみません。まず、それでは課税漏れ、評価漏れの防止策はどのようにしていますか。

それと、非課税とか減免の制度があるとお聞きしましたが、それはどのようなものがありますか。

3番目に、課税漏れ、評価漏れがあった場合の対策はどのようにしていますか。

それと、今、定期的に遊具を点検してくださっているとお聞きしましたが、どれぐらいの割合で行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 浮島税務課長。

○税務課長（浮島龍幸） 再質問の1つ目の課税漏れ、評価漏れの防止策はどうしているかということですが、先ほども触れましたが、チェック体制の強化、家屋調査時の現状確認の強化、定期的な検証作業の実施、また、特例、非課税の取り扱いの周知を行っております。

2つ目の非課税、減免制度はどのようなものかということですが、固定資産税の非課税適用には、地方税法上や町条例等の中で適用範囲が定められていますが、多種多様なものがあります。国や地方公共団体が所有するものや宗教のために寄与するもの、学校用地が上げられますが、公益性が認められ、収益性を伴わないものに対し、また社会福祉法人や社会医療法人が運営する老人福祉施設、デイサービス等の介護事業施設なども上げられております。取り扱いの誤りがないよう努めてまいります。

3つ目の課税漏れ、評価漏れがあった場合にはどのような対応をしているかという質問ですが、課税、非課税、減免等の場合も踏まえ、その経緯や現状の調査を行った上、課税すべき物件と判断した場合は早急に対応し、公平で公正な課税に努めてまいります。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） どの程度の時期に点検されているかというご質問でなんですけれども、この指針によりますと、定期点検は年1回以上とすると定められております。具体的には当町では毎年1月に定期点検を実施させていただいております。

内容としましては、破損状況、補修、塗装の程度を点検確認して、点検結果を県のほうに報告させていただいております。今後も点検整備の徹底を行い、安全対策に万全を期し、事故のないようにしていきたいと思っております。

それと、公園をパトロールした際に遊具の目視、触診、聴診などにより、異形や異常の有無、構造物の腐食、腐朽状態の確認などを実施しております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） はい、ありがとうございました。

今、税のほうですけれども、高校生の作文にもあったように、税の公平性に責任を持って早急な対応と課税をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、公園のほうは本当に、子供たちが本当に楽しんで遊べる場所なので、やっぱり早く、壊れているものは一日も早く、見つけているんで、やっぱり早く直してやってほしいなと思ひるので、その辺の点検もよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 清 原 和 人

○議長（疋田俊文） 6番目に、清原和人議員、登壇の上、願ひます。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人が、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

人口減を食いとめる一つの切り口に教育問題があります。子育て及び教育の狙い、目玉をつくり、子育て世代を中心に情報発信することが必要です。また、河合町に住んでうれしい、楽しい、おもしろい、幸せと思えるまちになってほしいと考えています。それに向けて町内外にアピールする観光の充実が大切になります。着実な政策の実行により河合町に目が向き、住まいを構えようとする若い世代が増えていくかもしれません。2つの課題に関連して、本日質問をいたします。

1つ目は、特色ある河合町の教育の推進についてです。

平成24年度から河合町教育振興計画の教育理念として、「豊かな心を持ち、みんなの為に生き生き生きる人づくり」が掲げられています。広報かわい3月号で教育かわいの紹介がありました。各学校・園の取り組みの一端は理解できます。しかし、河合町の教育をリードする特色や何を重点的に河合町として取り組んでいるのか、また、取り組もうとしているのか



が伝わってこない状況があります。県下の市町村では、中1プロブレムの解消や学力向上を目指す柔軟なカリキュラムの編成ができる小中一貫校の義務教育学校の推進、いじめや不登校の解消を目指す人権教育・心の教育の取り組み、国際理解を深める英語活動、最先端を目指すIT教育、学力向上の取り組み、学習支援をする放課後学習塾、外国・他府県・県内市町村との交流体験活動、クーラー設置による教育環境の充実、LEDソーラーパネルの活用による環境に優しい学校づくり等を、教育行政の目玉にしています。

そういう意味でも、河合町の特色としてどのような力を子供たちにつけたいのか、また、教育委員会の具体的な取り組み、指導やキャッチフレーズがあれば示してほしいと思います。

2つ目は、穴闇大字の長林寺文化遺産の保存、活用についてです。

県民だより奈良11月号の9ページに、聖徳太子プロジェクト開幕の記事が掲載されました。聖徳太子は政治、文化、宗教などの幅広い分野の礎を築き、人々に多くの影響を与えました。没後1400年を迎える平成33年、2021年に向け、聖徳太子ゆかりの市町村とともに、県では聖徳太子プロジェクトを展開し、太子を通じて奈良県の魅力を県内外に情報発信する計画です。

また、県内にある太子ゆかりの歴史文化遺産資源の整備、活用を進めていきます。具体的には太子足跡を訪ねる仕組みを整え、地域のにぎわいづくりと観光振興につなげていきます。

県下20市町村の名前が紹介されていました。もちろん、河合町も入っています。河合町には聖徳太子ゆかりの長林寺があります。聖徳太子の二歳像も安置されています。この聖徳太子プロジェクトに対して、河合町としてどのような位置づけを考えておられますか。お答えください。

3つ目は、役場庭園、旧豆山荘、屋上の活用についてお聞きします。

10月13日産経新聞、26日朝日新聞に、まちの近代化遺産として河合町役場庭園、旧豆山荘の記事が紹介されました。四季の移ろい豊かな丘陵の風景が庭園に凝縮されています。大正12年、1923年に敷地面積1,200平方メートルの日本庭園として完成しました。河合町を離れている元町民の方からも喜びや賞賛の声が届けられています。

観光客の方々は、正門や庭園で記念写真を撮ります。役場庭園、旧豆山荘、屋上を馬見丘陵公園観光の起点にすることができます。新聞記事でも、町の貴重な文化遺産。町観光の出発拠点として位置づけ、利活用に力を入れていきたいと述べられていました。私は役場屋上も奈良盆地を四方八方見渡せるすばらしい場所だと感じています。町内小学校3年生の児童には社会科の河合町の学習で屋上を年1回開放されています。観光客にとっても魅力ある空間になると確信しています。県庁の屋上も奈良観光のシンボルになっています。具体的にど

のように利活用されるのか考え、もし計画があればお答えください。

4つ目は、観光係（課）の必要性についてお聞きします。

11月2日、奈良県出身メンバーを中心に特別講演「奈良グランド花月」と銘打って、なんばグランド花月で大々的に行われました。入り口には、県内市町村の10前後のゆるキャラが待ち受け、来場者に市町村の宣伝、観光チラシが配られていました。そこには、残念ながらすな丸の姿はありませんでした。また、新喜劇が始まる前には、近隣の4人の首長さんがまち紹介と観光を呼びかける挨拶が舞台であり、その中には聖徳太子プロジェクトの宣伝もされていました。

一緒に行った方から、なぜ河合町は参加していないのかとの問いかけがありました。帰りもゆるキャラの見送りや宣伝、観光チラシの配布もありました。町内では、すな丸のイメージソングもでき上がり、盛り上がりを見せています。しかし、縦割りで行うそれぞれの課の取り組みから一歩進んで、多くの観光課題に統括的な情報発信や計画的な取り組みができる組織が必要になっていると切実に感じています。この提案について、どのような考えを持っておられるのか、お聞かせください。

再質問につきましては、自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 1問目の特色ある河合町の教育についてお答えさせていただきます。

キャッチフレーズのようなものはございませんが、ただ、NTTのコマーシャルではありませんが、教育が整えば人は育つ、人が育てばまちが育つという思いで教育行政に取り組んでおります。

河合町の教育理念「豊かな心を持ち、みんなの為に生き生き生きる人づくり」といいますのは、学力・体力の向上も非常に重要ですが、まず他を思いやる心を大切に人を育てるということです。現在策定中の教育大綱におきましては、これからの多様で変化の激しい社会を生き抜くための力を身につける教育を掲げる予定をしております。

このような理念のもと、各学校では毎年教育目標を立て、特色ある教育に取り組んでいます。この様子は毎年広報紙で紹介させていただいております。授業につきましても、今までの講義型のどちらかといえば受け身の授業から、アクティブラーニングと言われる児童・生徒が主体的に授業に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とし

た方法を取り入れ、未来を生き抜く力を育てています。

学校教育以外でも特色としましては、学校と地域の連携ということで、年々参加者の小学生が増加しています通学合宿や放課後子ども教室を実施しております。また、体験型学習としまして、かわい寺子屋教室や親子体験学習を行っています。寺子屋教室では、河合町には海がありませんので、海のある和歌山県すさみ町に行き、海の生き物に触れたり、マリンスポーツなどを体験しております。

以上でございます。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは長林寺の保存活用について回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、聖徳太子プロジェクトは、聖徳太子没後1400年を迎えます平成33年に向けて、県内ゆかりの市町村及び他府県等と連携したさまざまなイベントによる情報発信を実施することを目的に設置されました。

今年度におきましては、7月に、県及び20市町村で構成されます聖徳太子プロジェクト推進協議会が発足いたしました。学識経験者やゆかりの自治体による講座やシンポジウムが計画、開催されております。

河合町において聖徳太子にゆかりのある文化資源といたしましては、今、質問いただきました長林寺と、あと宮堂遺跡がございます。長林寺は、聖徳太子が推古24年、西暦616年に、推古天皇の病氣平癒を祈願して建立したと伝えられております。戦国時代に荒廃いたしましたが、江戸時代に禅宗黄檗流寺院として再興されております。宮堂遺跡は廣瀬神社の所蔵の古い絵図に、聖徳太子建立として定林寺の伽藍が描かれており、絵図の位置関係から見ますと宮堂遺跡が該当するものと思います。

今後、河合町といたしましては、プロジェクトが活動していく中でこれらの情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから、役場庭園、旧豆山荘、屋上の活用についてご回答させていただきますと思います。

当町の観光資源の一つであります役場庭園、旧豆山荘、いわゆる旧庁舎などが新聞に掲載されたことによりまして、町外の方へのPRとなったことは非常にうれしく思っております。

近年、河合町の玄関口である池部駅を利用され、役場入り口、庭園等の風景を見ながら、また庭園の中を自由散策して馬見丘陵公園に行かれる来訪者の方が増えている状況でございます。

河合町の玄関口にふさわしい観光スポットとして捉え、取り組んでいかなければならないとの認識もしております。また、河合町街再生総合戦略の具体的な施策として、旧庁舎の利活用も上げております。しかし、旧庁舎、旧豆山荘ですね、これの保存、利活用をすることにつきましては、老朽化対策、耐震化は避けられない課題となっており、それに充てる財源の確保が必要と考えております。

以上のことを踏まえ、庭園を含む旧庁舎の具体的な利活用につきましては、今後、町文化遺産として保存するのか、また、どのように利用するのか、どのような取り組みを行うのかなど、関係団体、関係課などと相談、協議を行い、検討してまいりたいと思っております。

ただ、観光場所として取り上げているにもかかわらず、庭園、旧庁舎に対する説明等が記された案内看板等がございませんので、来訪者の方々に知っていただくために新たに案内看板は設置いたしたいとは考えております。

庁舎屋上の開放におきましては、現在、屋上にいろいろと設置されている機器設備等への侵入防止や周囲の転落防止などの安全対策、また屋上面の防水処理などの整備が必要となってくる点が多くあります。また、屋上までの経路におきましても、庁舎内の事務スペースへの出入り防止対策を講じるような必要もございます。

このようなことから、現段階では屋上の開放は難しいという判断としますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○政策調整課長（森嶋雅也） 私のほうからは、4点目の観光についてお答えをいたします。

なんばグランド花月での出演についてでございますが、各種イベントの参加につきましては、その内容、効果、スケジュールなどを勘案し、判断しております。11月2日に行われましたなんばグランド花月におきましては主催者より出演のオファーがございましたが、スケジュール調整ができずに今回は参加を見送らせていただきました。しかし、タイミングが合えば各種イベントに積極的に参加をしております。

最近の町外でのイベント参加を例示いたしますと、7月、大阪駅の「馬見丘陵公園ひまわ

りウィーク」のPR、11月、大和高田市「未来は元気フェスティバル」、天王寺キューズモールでの「すむ・奈良・ほっかつ！」のPR、王寺町の「ミルクィウェイ」、つい先日も、なんばパークスで2回目の「すむ・奈良・ほっかつ！」PRを行いました。1月下旬には、平城宮跡で開催されます大立山まつりにも参加を予定しておりますので、ぜひ足を運んでいただけたらなというふうに思っております。

観光系の必要性についてということでございます。

観光の統括組織につきましては、昨年12月議会でもお答えいたしましたように、政策調整課が核となり取り組んでおります。観光はまちづくりの重点施策と認識しておりますので、住民の皆様は観光イコール政策調整課と認識していただけますように努めてまいりたいと考えております。

最後、すな丸でございますが、すな丸のイメージソングを、すな丸の誕生日である2月11日砂かけ祭で発表させていただきました。以降、さまざまな機会に披露させていただいております。今年度中には、商工会や体育協会とタイアップしたすな丸体操を披露したいと考えております。

それと同時に、地方創生推進交付金を利用いたしまして、イルミネーションで光るすな丸3体を制作し、今月下旬には披露する予定でおります。また、商工会におきましても、すな丸人形を3体制作され、商工会、役場玄関、豆山の郷に設置いただき、PRに努めていただいております。

以上です。

○3番（清原和人） 議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 今、4点について答えていただきました。

1つ目の、河合町の特色としてどのような力を子供たちにつけるのかということで、回答にありました特色ある取り組みということで、通学合宿の例とか、それからすさみ町との交流とか、そういう体験学習、すごく重視してもらっているかなと感じています。

あと、教育委員会にはちょっと再質問したいのは、そういう取り組みの中でどんな成果が上がっているのか。また、子供たちの変化、様子、そういう部分。もし、何かやっている中で課題があったら、その点だけ後でちょっと再質問に答えてほしいと思っています。

それから、聖徳太子プロジェクトについては、5年後の取り組みになりますので、先ほど答えていただいたように、とにかく大きなプロジェクトになります。町民に対してというか、

継続的な情報発信を今後、お願いしたいと思っています。

それから、新聞に載りました河合町の役場庭園、旧豆山荘の記事なんですけれども、そういう感じでかなり広がっていると思います。先ほど、耐震のこともありますので、総合的に検討するというので、それで結構かなと思うんですけれども、最後に言ってもらいましたように、できることからやるということで、説明看板というか、前につけていく方向で検討したいということで答えていただきましたので、まず一歩ずつ、やってもらうことが観光発信になるかなと思いますので、よろしくお願いします。

最後につきましても、ちょっと政策調整課が河合町の観光係と、観光課だということではちょっと言ってもらったんですけれども、なかなかちょっとわかりにくいところがありますので、ちょっと、今、最後に答えてもらったような感じで、浸透できるようにちょっとまた工夫してお願いしたいと思います。

そして、教育委員会、今言いました1点だけ、ちょっと、再質問よろしくお願いします。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、先ほどご質問いただきました自然体験、すさみ町のことと通学合宿、どういう効果があったかというご質問だと思います。

まず、すさみ町の自然体験を開催したところ、子供も、海のない県ということで、大変積極的に活動しております。その中で、自分みずから主体的に判断して行動する、そういうような力を身につけるようにということでやっております。

通学合宿、これにつきましては、一小的取り組みなんですけれども、4年生以上の活動でございますが、中央公民館で寝食をともにして、集団生活を送り、学校に通うことによりまして、子供の自立心の向上、規範意識の高まり、または、子供同士、またボランティアの方との協力すること、また自分が少々寂しくても我慢したり、人に感謝すること、そういうことを身につけていっていただいているというふうに感じております。

以上です。

○3番（清原和人） 議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 今、答えてもらったように特色ある教育の推進もしてもらっていますので、また広報なり載る場合は、とにかくメインの部分をしっかり伝えていただいたらと思います。

それから、観光の充実というか、それはやっぱり町を外に売っていくと、大きな力になると思います。目に見える形でというか、小さな取り組みでよろしくお願いします。それが人口のちょっと減少を食いとめたり、また、ひょっとしたら人口増も望めるというか、そういう施策になっていくかなと考えています。

とにかく河合町の全体の雰囲気としては、とにかく人に優しい、そういう空気もあります。また、活力あるそういう部分もありますので、どんどん発展してほしいと思っています。

そういうことで、本日の私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

---

◇ 池 原 真智子

○議長（疋田俊文） 7番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、児童虐待におけるリスク把握のためのシステム構築に向けた取り組みについてお聞きします。

言うまでもなく、児童虐待が社会問題となって久しいわけですが、数多くの取り組みにもかかわらず、その発生件数は年々増加の一途をたどっています。昨年度発表されたものでは、全国レベルで10万件を優に突破し、奈良県でも1,500件余りの発生が報告されています。

こうした中で最も悲惨なのは、この日本で年間50人以上の子供たちが虐待によって亡くなっているということであり、1週間に1人の割合で命が奪われているという現実があることです。記憶に新しいところでは、奈良県でつい先ごろ生駒市において、2歳男児が衣装ケースの中に閉じ込められて亡くなるという痛ましい事件が起きました。本当に悲しい現実です。

私たちが住む河合町においても、決して他山の石では済まされません。町内でも虐待事案は毎年報告されており、いつ何どき深刻な事態に陥るかもわからないのが現実だということを互いに確認しておきたいと思います。しかも、虐待とは命に直結していると同時に、子供

にとってはそのときのトラウマ体験がその後の人生を大きく揺るがしてしまうということもさまざまな調査で明らかになっています。

だからこそ、虐待が起こってしまったときの対応だけではなく、そこに至るまでのわずかな要因も見逃さず、早い段階でのかかわりや支援が何よりも求められているのではないのでしょうか。その意味で、妊娠期、そして産後すぐからの母子や家族、家庭へのきめ細かな状況把握と分析、それに基づくかかわりや取り組みが重要ではないのでしょうか。加えて、それを系統的、組織的に展開することで課題が共有化され、それぞれの取り組みが明確になり、それをまた全体に返していけるというメリットがあります。一人だけがしんどい思いをするのであれば、決して虐待のリスク対応はできるはずありません。こうした立場から次の質問を行います。

まず1つ目に、河合町におけるここ数年の虐待実態、件数も含めて明らかにしてください。

2つ目に、その実態についての特徴と背景をお示してください。

3つ目に、町として虐待につながるリスク要因とはどのようなものがあるのかお示してください。

4つ目に、現実にそのようなリスク要因をどのように把握されていますか、具体的に教えてください。

5つ目に、そうしたリスクに対しての取り組みはどのようにされていますか、明らかにしてください。

6つ目に、これまでの虐待への取り組みにおける成果や課題はどのようなものがありますか、お示してください。

大きく2つ目に、保育所、幼稚園、小学校、中学校までの食生活の実態について質問いたします。

私が指摘するまでもなく、子供たちの食生活の乱れが社会的な問題となって久しくなります。とりわけ朝食欠食率が年々増加してきたことから、国を挙げてその率をゼロ%とする目標が掲げられたり、平成21年には学校給食法の改正が行われ、食育の推進が強く進められてきたところです。

ここまでの取り組みに発展してきた背景には、子供たちの生活実態や学習、健康などの問題が、朝食を食べない、または夕食までも食べられないということに象徴的に示されているからです。

子供たちが持たされている問題点として指摘されているのは、1つには夜型生活習慣の低



年齢化、2つには食生活リズムの乱れ、3つには日常的な身体活動の不足、4つには長時間のメディアとの接触、5つにはストレスの多い生活がゆえに結果として子供の心身の発育に悪影響を与え、将来の生活習慣病予備軍をつくっているとも言われています。

このように食事の問題はあらゆる意味で子供たちが抱える実態を映し出す鏡のようでもあり、しかも将来にわたって影響を及ぼすことから、看過できないほど大きな課題なのではないでしょうか。だからこそ行政や学校、保育現場はもとより、子供を取り巻く全ての大人が食生活問題に真剣に取り組む必要があると思います。

こうした立場から次の質問を行いたいと思います。

1つ目に、国の食育基本法、県の食育推進計画に示されている主な目標と取り組みを明らかにしてください。

2つ目に、これらから見える町の課題や考え方をお示してください。

3つ目に、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれにおける食生活実態と特徴や傾向を明らかにしてください。

4つ目に、子供たちの食生活実態が学校や日常生活、健康問題にどのような形で関係し、影響を及ぼしているか明らかにしてください。

5つ目に、今後どのような形で食生活を改善していこうとお考えですか、今後の課題と取り組みをお示してください。

再質問がある場合は自席にて行います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、1つ目の児童虐待のリスク把握についてということで6つのご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

1つ目の河合町におけるここ数年の虐待実態というところで、平成25年度におきましては、身体的虐待が2件、心理的虐待16件、ネグレクト9件、合計27件の虐待のご相談等がございました。26年度におきましては、身体的虐待2件、心理的虐待6件、ネグレクト6件、合計14件、27年度は、身体的虐待3件、心理的虐待3件、ネグレクト12件、以上18件の虐待の実態があったというところでございます。

2つ目のその中での特徴と背景ということで見ますと、実母による虐待が多く見受けられまして、3年間におきましても、率にしますと86.4%が実母による虐待との実態がございました。59件中51件がその数字でございます。そして、母子家庭や父母どちらかが精神的疾患

をお持ちの家庭が多く、そして低所得の家庭が多いことが実態として見受けられております。

3つ目としましては虐待につながるリスク要因ということですが、虐待としましては、保護者のリスク、子供側のリスク、そして養育環境のリスク等々がございます。

そして保護者のリスクとしましては、心身の不健康からの問題とか、子供さん側の要因としましては、手がかかる乳幼児の子供さんとか育てにくさのある子供さんなど、そして養育環境のリスクとしましては、複雑で不安定な家庭環境や家族関係、夫婦関係、社会的孤立や経済的な不安など、さまざまな要因が複雑に絡み合っただ虐待が発生しているというふうに思われます。これまでの私たちがかわりから、母親の経済的、精神的な要因がある方、周りに支援する方がいない方などが虐待につながるケースが多く見受けられております。

4つ目のリスク要因の具体的な把握方法と分析方法というところでは、基本的には、妊産婦や乳幼児の健康診断や各種相談事業の中で子育てについての負担感や不安の相談を受けることで、リスクのある家庭を把握しております。そしてまた、近隣住民の通報による把握も行っております。そして、家庭訪問などによりそのお話を聞き、内容分析を行っているところでございます。

5つ目のこれらに対する取り組みというところで、総合相談窓口として子育て支援センターを西穴間保育所の中に設置させていただいております。関係各課と連絡調整会議や個別ケース会議を行いまして、虐待事例にいろいろと対処させていただいているところです。そして困難事例等になれば、高田こども家庭相談センターや西和警察とも連携をさせていただくシステムをとっているところでございます。

6つ目のこれまでの取り組みへの成果と課題というところで、家庭支援相談員を2名配置させていただいて、研修を重ね専門性を高めてもらい、関係各機関との連携を行い、体制強化を行ってまいりました。そしてまた、些細な事例がありましても積極的に家庭訪問等を行い、虐待までいかない段階で保護者の不安等を取り除き、重大な事例にならないよう取り組んでいるところでございます。

児童虐待は特別な家庭の問題ではなく、どの家庭でも起こり得るという意識を持ちまして、関係機関と連携を強化させていただき、住民の方々からも協力を得て、虐待の防止の取り組みを一層進めていきたいと考えているところでございます。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは2点目の保育所、幼稚園、小学校、中学校での食生活

の実態についてということでお答えさせていただきます。

1つ目の国の食育基本法、県の食育推進計画の主な目標、取り組みということでございますが、平成17年に食育基本法が制定され、子供の食育における保護者、教育関係者の役割や責務、学校、保育所等における食育の推進などがうたわれております。

この法律を受け、奈良県でも5年ごとに食育推進基本計画が出され、本町でも平成24年に出された第2期奈良県食育基本計画に沿って取り組みを進めております。この中で、朝食の欠食をなくすことはもちろんですが、他に、よりよい食生活の実践力を養うことや、家族そろっての食事の機会を増やすことが求められています。

2点目のこれに基づく町の課題でございますが、やはり朝食欠食の児童生徒をゼロにするという課題がございます。それと家族そろっての食事の機会を増やすといったところでございます。

3点目、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれの食生活の実態と特徴についてでございますが、小中学校の学校給食においては、奈良県下の他の市町村と比較しても残食が大変少なく、和洋中いずれの献立も好んで積極的に食べてくれていると報告を受けております。朝食を食べている割合もアンケートを行ってございまして、その結果、小学校では河合町は95.7%、奈良県が94.6%、国が95.5%と、県や国に比べましてもよい状態と言えます。

しかしながら、課題にもありますように、朝食の欠食ゼロを目指したいと考えております。また保育所、幼稚園につきましても、朝食を食べて登園することを促しているところでございます。

4つ目の子供たちの食生活と学校や日常生活、健康との関係と影響についてでございますが、朝御飯を食べないで学校や職場に行くと、いらいらしたり集中力が出ないといったことが起こります。子供の場合、ひいては発育にもかかわってくる問題でございます。食生活実態がよくなれば生活の質が向上しているという裏づけにもなります。アンケート結果から河合町の児童生徒の生活実態はおおむね良好であると考えますが、家庭状況などの面において配慮の必要な児童生徒もいないわけではございません。そのような子供に対しては、学校、教育委員会が協力し、改善に取り組んでおります。

5点目の今後の食生活改善に向けた課題と取り組みということでございますが、学校では、子供たちに望ましい食生活の知識や実践力を身につけさせようと、さらに食育活動の充実、推進を図っているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、各教科の学習と食育を関連づける学習を行っております。

また朝の食育タイムというのがございます。小学校3校で栄養教諭が実施しております。PTAによる給食試食会で栄養教諭が食育の重要性を講義しております。また、県の学校給食献立コンテストにおいて、河合町の給食は4回開催されたうち4回全てに入賞しているという評価もいただいております。

あと、保育所、幼稚園では、早寝、早起き、朝御飯を合い言葉に食育に取り組み、夏休みや冬休みにちゃんと食事をとっているかということ、シールを配布し、とった日にシールを張りまして、子供たちが楽しく食事をする工夫をしております。

食育の取り組みとしては以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の虐待のリスクについて、幾らか辰己課長から紹介があったんですけども、問題は実母が多いとかというのでパーセンテージもご紹介していただいたんですけども、そのリスクを数値化するという用意はないのかどうか、私は思うわけです。いろいろ余り個人のプライバシーにかかわるので、なかなか具体的なことはこの場ではご回答願えないと思うんですけども、先ほど私が言いましたように、数値化することでみんなが危機感を持ち、ほんで、課題が見えやすくなるというふうに思うので、リスク要因で何件かさっき紹介がありましたけれども、それをデータとしてきちんとまとめるということが必要ではないかなというふうに思います。

それから、健康診断を通じてとか、住民からの通報も含めてですけども、それで状況把握をしているということで、今言いました数値把握もそうですけれども、そういう健康診断や相談を受けて何が問題かというのを出すんだということなんですけれども、それは誰がどこでどんなふうにやられているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、相談窓口として西穴閣保育所に設置しているということであったんですけども、以前も私これ指摘したと思いますけれども、なかなか保護者からの相談がないということで町から答弁があったんですけども、もうちょっと保護者と遊離するような相談窓口ではなくて、もうちょっと身近な相談窓口が要るのではないかとというふうに思います。

それと、そんな中で、困難事例があったときに児相であるとか警察署であるとかと連携をとっているとおっしゃいましたけれども、困難事例とは何か、誰がどういうふうに相談しながら困難事例と確定するのかについて教えてくださいたいというふうに思います。家庭訪問の話はされたのかどうか、その点についても教えてください。

それから、子供たちの食事の問題については、小学校で朝食を食べる子が95.7%という回答があつて、それは全国でも奈良県でも高い数値なんだということで杉本課長からご回答いただきましたけれども、私が問題にしているのは、その食べない子の、あとの4.3%の子供たちの問題をどうするのかということでお聞きをしているので、そやから、その辺の取り組みについて明らかにしてほしいのと、それから、朝食だけがクローズアップされていますけれども、中には、以前に質問させてもらった子ども食堂のように夕食も含めて食べられない子供が、実際にこの河合町にも多分いるというふうに思いますので、その辺について現状を把握されているのかどうか教えてください。

それから、食事を抜いたらどういう健康被害があるのかとか学習にとってどういう障害があるのかというのは、若干回答ありましたけれども、その学習とか健康とかと食生活実態との関連を何らかの形でやっぱり数値化する必要もあるのではないかというふうに思いますし、誰がどんなふうに進めなのかということもきちんと内容も出すべきだと思いますし、別建ての取り組みが、さっき残された子供たちの問題で言いましたけれども、必要かなと思いますので、その辺について再回答をお願いします。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） リスクの数値化をしたかどうかというところではございますが、現在、チェックリスト等で把握はしているところなんですけれども、数値化というところまではいっておらない状況でございます。提案していただいたように数値化をするとわかりやすくいろんな状況に対応できるんじゃないかなと思いますので、今後、そのようにしていく努力をしていきたいと思っております。

そして、相談窓口というところで、今、西穴闇保育所に職員を2人配置させていただいて、そこを相談窓口とさせていただいておりますが、福祉政策課等でも、もちろん住民さんからの通報等、相談等がありましたら、実際に受けているところでございます。

そして、困難事例ということですが、いろんなケース会議等々、担当職員とか関係機関とさせていただいて、町の職員が家庭訪問してもなかなか対応し切れないということがある場合、困難事例というところで、高田こども家庭センターとか警察に相談させていただいて、どんな対応をするのかとかいうのを相談させていただいております。

そして、家庭訪問はいろんな通報等いろんなことがありましたら、48時間以内にはその現場を確認しに行かせていただいて、子供さんの安全確認等をとっているところでございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 朝食を欠食している子供についての対応と申しますか、取り組みなんですけれども、以前からずっと取り組み、学校担任を中心にされておりました、実は、3年前のアンケートでは河合町90.3%でした。去年が93.4%と、年々ここ上がってきている状態で、先生方の取り組みが実ってきているのかなと思います。引き続き取り組んでいただけることと思います。

それと、夕食もとれていない子供さんということで、実際、報告を受けたこともあります。その場合は、担任がやっぱり家庭訪問したり、懇談とか、親と話し合いをしまして、改善に努めるようにしております。経済的に苦しい場合などは、福祉、生活保護のほうにつないだこともあると聞いております。

朝食の欠食と学力の関連ということなんですけれども、これ、実際、統計もとったわけではないんですけれども、やはり朝食を抜くと頭にエネルギーが行かないということで、午前中ぼつとしたりとかいう報告も聞いていますし、元気がないという報告も聞いていますので、余りいい影響はないとは思いますが、今後も朝食をとるように推進していきたいと考えております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 数値化ももちろんしなければなりませんし、それから、悲しいことに、うちの町の体制として、各課がぶつ切りの取り組みになってしまっているのではないかなということがあります。

ほんで、午前中の介護の質問の中で、日常生活支援総合事業の質問の答弁の中で、チェックリストを使ってアセスメントをするというふうにありますけれども、この虐待のリスク要因の中の取り組みとしてそういうふうに分かれているのかどうか教えてほしいのと、もしアセスメントをされているのであれば、どういうメンバーがどういう形でされているのかを再度お答えほしいのと、それから、どこか具体的に市の名前は書いていなかったんですけども、河合町はどうなのかわかりませんが、妊娠届け出書というのを出してもらっている市があって、それがチェックリストになって、そこでまず妊娠中に点数化して、それこそアセスメント会議を行って、何点以上だったら要支援家庭やということで、妊娠中に家庭訪問をします。ほんで、もちろん生まれてからもそれがリスクになっていますから、家庭

訪問するということとか、それから、河合町の場合3歳児の段階で健診がありますけれども、そこは2歳の段階で健診を行うとか、2歳の段階で全家庭訪問を行うと。ほんで、それはなぜかといいますと、虐待で亡くなっている子供のゼロ歳から2歳までで67%を占めているということで、2歳から全家庭訪問を行っているという自治体があって、せやから、生まれるまで、それから生まれてからもずっと継続的な対応をされている自治体がありますので、その辺で、河合町として妊娠期の取り組みであるとか、それから、子供の実態を把握するための取り組みとしてどんなふうに行われているのかということを知りたい。

それから、ついでですけれども、例えば低体重出産、子供が低体重の場合もリスクの要因になるというふうに、今、されているんですけれども、河合町の場合、保健師さんが回ってはりますけれども、こんなところで言うべきはないんだろうと思うけれども、なかなか親のニーズに応え切れていない回り方をされているということで、そやから、チェックリストとか、リスクのチェックリストはあるけれども、全体を把握するための、まずチェックリストをつくって、家庭訪問をまずされるべきではないかと思うんですけれども、その点について再度お答えを願いたいと思います。

それから、子供の食生活については、さっきも言いました朝食を食べられない子とか、それから、夕食も含めて食べられない子が数人だけどもいるということで、お答えを願ったんですけれども、学校とタイアップしながら取り組みを行っているということがあるんですけれども、一度、朝食・夕食の欠食と健康と学習面の調査、よく全国的にはされていますけれども、河合町的な特徴を知るための調査というのをされてはどうかというふうに思うんですけれども、その点についてどうでしょうか。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 虐待の件でいろいろご質問いただきました。

まず、数値化ということをございますけれども、今現在、河合町では数値化までは至ってはおりません。ただ、ちょっと妊娠届け書というのはちょっとどういうものか、私、わかりませんが、例えば子供さんができますと母子手帳をとりに来ていただきます。その中で、河合町の場合は、その段階から、いわゆるその家庭訪問とか聞き取りしながらその辺のチェックをしているということがございます。チェックリストというのは基本的には一定の要件がありまして、それに基づいてやっております、それは数値化はしてないんですけれども、そういう部分ではやっているということです。

例えば、こういう具体は何ですけれども、例えば妊娠そのものを利用することが困難というような場合とか、例えば医療につながっていないような、例えば精神障害とか、障害を持っておられる例えば親御さんがおられるという場合につきましては、ある意味ではリスクを背負っておるという判断をしております。

その中で、例えばそういう中で、虐待に至るおそれ、要因というものも考えてこられますし、例えば保護者側のリスクもありましたら、子供さん側のリスクもあるということを押さえながら、保健師がその辺の対応をしておるということでございます。そういうリスクにつきまして、平成27年度では、いわゆる特定妊婦さんということで3件の妊婦さんを特定ということで見守りを含めまして対応しておるというのが現状でございます。

それと、2歳までということでございますけれども、基本的にはその特定妊婦さんの情報につきましては、もちろん保健師さんを中心としながら福祉政策課もそうですし、保育所もそうですし、そういう形で関係機関で協議をしながら対応を考えていくと。それでどうしても対応ができないという場合になりましたら、児童相談所等と協議をしていくというふうな流れになっております。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 朝食、夕食を食べていないと、給食だけしか食べていないという子が、数名ではなくて、知る限りでは1名でございます。

それと、調査をしてはどうかということなんですけれども、この件につきましても今初めて聞きましたので、現場の先生方と一度相談して検討させていただきたいと思っております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） リスクの数値化の話が、いや、そやから、お互いに必要なのかどうか、確認し合えるかどうか問題だと思うんです。ほんで、母子手帳配布のときにチェックリストをつくっているということでありましたけれども、やっぱり未然に防ぐということがお互いに確認できるかどうかなので、その辺について何が必要かだと私は思います。

例えば、進んでいる、よくやられている自治体だったら、保健関係と福祉関係が一緒に家庭訪問して、両方の立場で数値化も含めてしながら、この人には支援が必要かどうかを確認するという取り組みがやられています。なかなか河合町として体系立ててその取り組みをす



るといのがなかなか難しいんですけれども、今までの児童虐待で亡くなるケースを見ますと、やっぱりそういう網から漏れていたということが物すごく多いと思いますので、ですから、さっきも言いましたように、妊娠の段階からきちんと対応していくということが必要なので、再度河合町としてお答えを願いたいのと、リスクの数値化とか、それから、2歳から家庭訪問するとかという取り組みをやられているところを一回研修をお互いにしたらどうかなど。私はもう一人でも亡くなる子供がいないようにという願いを込めて質問させていただいていますので、その点についてお願いします。

それから、食生活については、夕食を食べていない子が1人やという話ですけれども、それはそのときのアンケートだけの話で、その中身もやっぱりチェックが必要なんです。きちんと食事がつくられてきちんと食べているかといえば、そうでもない家庭もあって、ファーストフードであったり、それから袋のお菓子であったりということで、このことが高カロリーになって脂肪のとり過ぎになってコレステロール値が上がるという、子供の成人病の罹患率もそれで増えていくというふうに聞いておりますので、もう一度、その初めて聞きましたではなくて、必要性が確認できるかどうかですし、ほんで、それをどうされようとしているのか再度お答え願いたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） すみません、議員おっしゃっていますように、もちろん私どもも河合町から虐待における死亡事件というのはないように努力していかなければならないということは、お互い同じ思いだというふうには思っております。今おっしゃっていますように、その辺の数値化につきましては、先進地もあるということでございますので、その辺も調べまして今後検討してまいりたいというふうに思います。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 食育、あるいは食事の問題、課長、初めてということで申し上げたんですが、議員ご質問の中でも触れられましたけれども子ども食堂、これができた背景というのは、当然その栄養部分の欠食ということもあるんですが、やっぱり夜御飯を家につくらない、食べられないという、むしろそういうところの問題があって、私が認識しているのは週に1回とか2回とか居場所づくりだという認識をしています。

そういう観点から見ますと、夕食を食べない、朝食を食べないご家庭というのはあったり、

それこそひとり親家庭が増えたりという状況があつて、子供の置かれている現状というのは把握しないといけないと思います。そういうことで言いますと、養護教諭であつたり栄養教諭もおりますので情報はかなり持っていると思います。だからそういう部分の把握をこれからはしながら、当然学校としては取り組んでくれていると思いますので、課長が初めてと言いましたからあれですけれども、教育委員会もそういうことをきっちり認識しながら今後対応していきたいなというふうに思います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） どちらにしても、虐待のリスクにしろ、それから子供たちの食生活にしろ、食生活だってネグレクトが関連している場合だつてももちろんあるから、教育委員会と福祉がタイアップしながらの取り組みに多分なるだろうと思いますけれども、どちらにしろ、私も含めてお互いに危機感を持ちながら取り組みをやってほしいと。

ほんで、やっぱり虐待でも健康を害します。脳に影響すると言われてますし、ほんで、食生活はもちろん直接体に入るものですから、健康なり、それからその結果による学習のおくれにつながるということも、お互いに危機感を持ちながら、今答弁していただいたことをぜひ実現をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よつて、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 西 村 潔